

第4章 地域別構想

- 1 地域別構想のねらい・構成
- 2 地域区分の考え方
- 3 中部ブロックまちづくり構想
- 4 東部ブロックまちづくり構想
- 5 北部ブロックまちづくり構想
- 6 南部ブロックまちづくり構想
- 7 西部ブロックまちづくり構想
- 8 北西部ブロックまちづくり構想

第4章

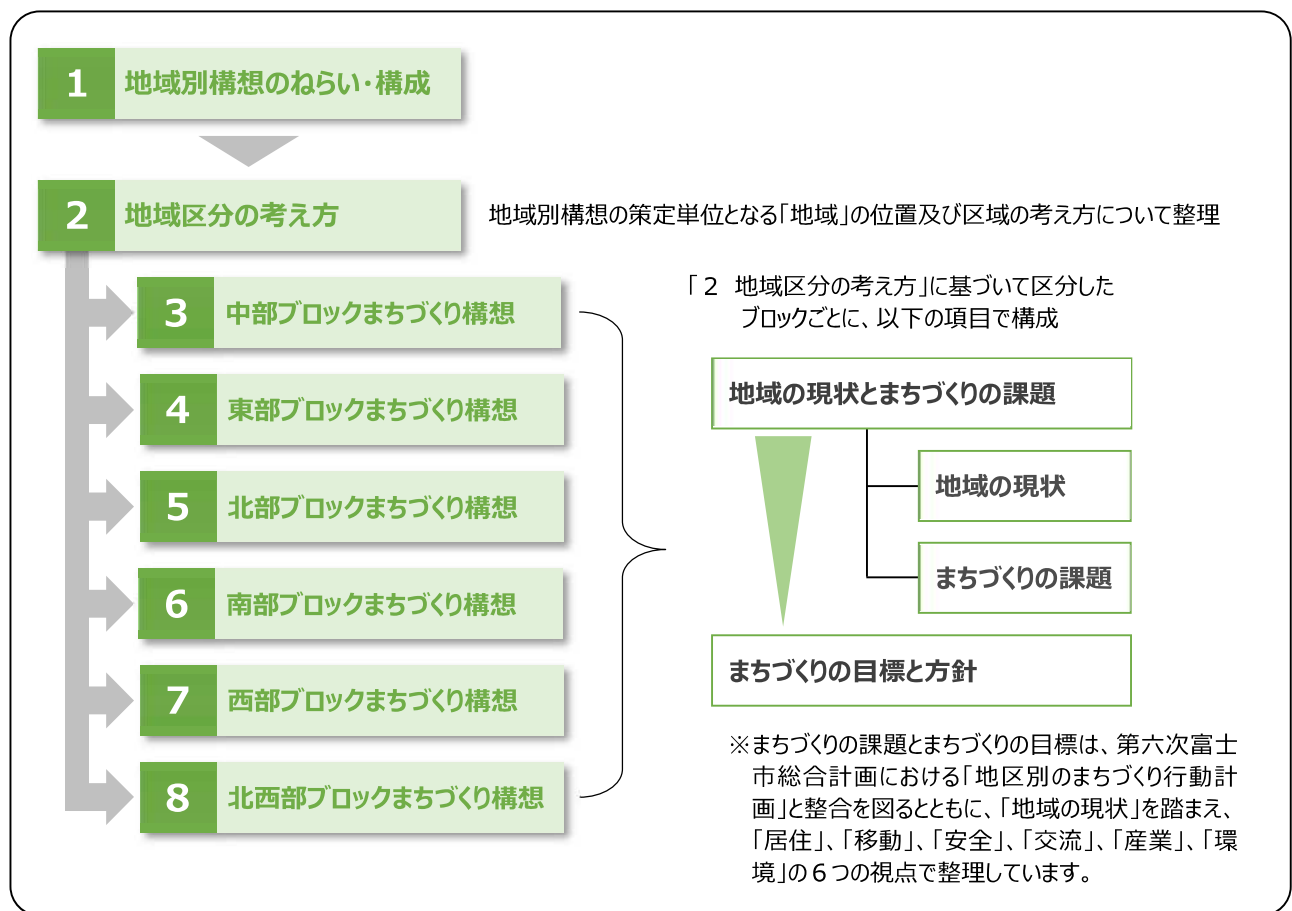
地域別構想

1 地域別構想のねらい・構成

地域別構想は、全体構想に即しつつ、地域の特性や特徴を踏まえた個性的かつきめ細かなプランとして確立したものです。

特に、地域住民の目線からのまちづくりの考え方を盛り込み、今後の地域・地区単位でのまちづくりを促進するプランとなるよう留意しています。

(地域別構想の構成と概要)



2 地域区分の考え方

地域区分については、「富士市地区まちづくりセンター条例施行規則」の別表に掲げられている「地区まちづくりセンター」のグループを参考に、以下の6ブロックに区分しています。

○中部ブロック

吉原、伝法、今泉、青葉台

○東部ブロック

吉永、元吉原、須津、浮島、原田

○北部ブロック

富士見台、神戸、吉永北、大淵

○南部ブロック

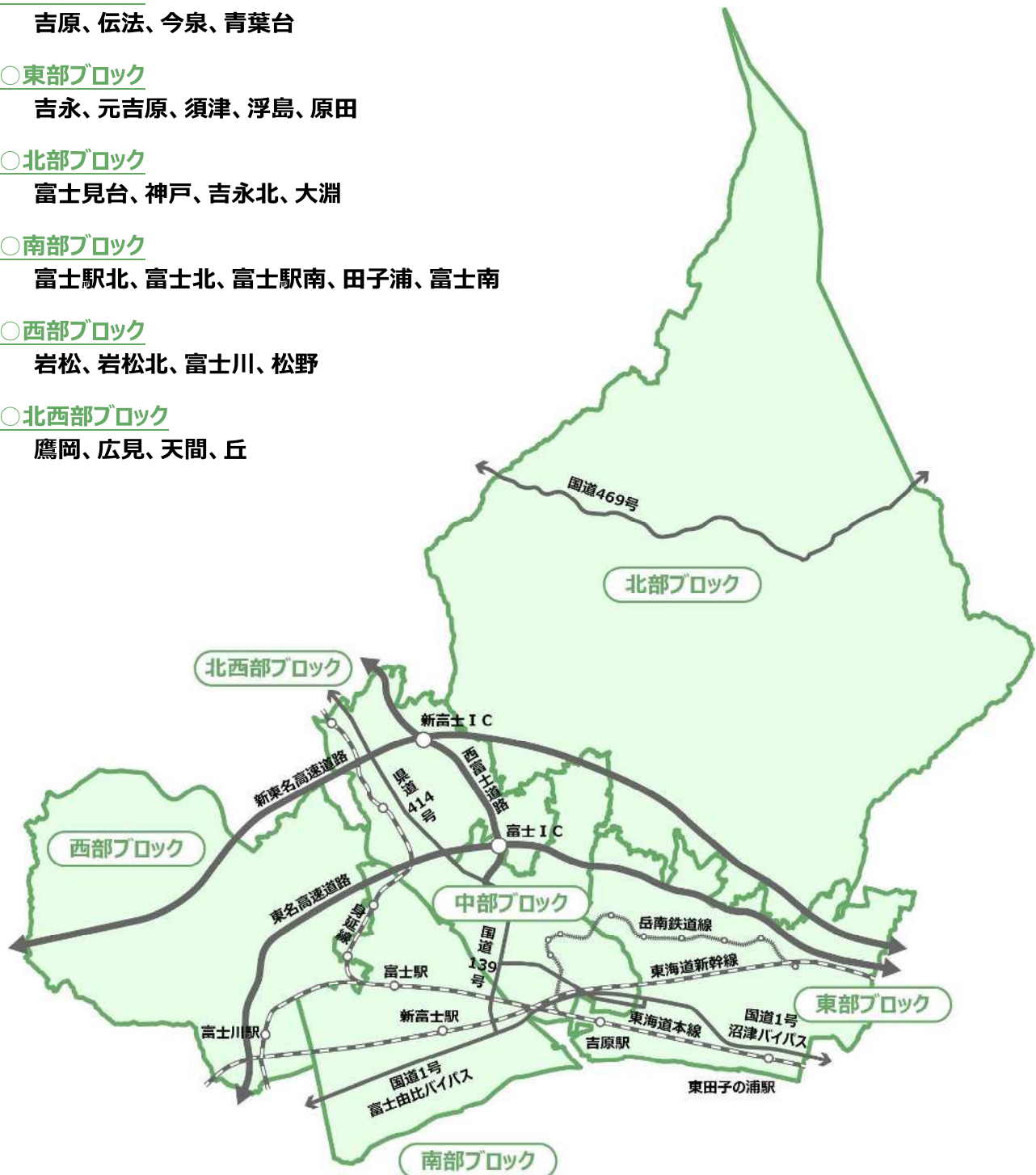
富士駅北、富士北、富士駅南、田子浦、富士南

○西部ブロック

岩松、岩松北、富士川、松野

○北西部ブロック

鷹岡、広見、天間、丘



地域の区分

3 中部ブロックまちづくり構想

3-1 地域の現状とまちづくりの課題

（1）地域の現状

①概況

中部ブロックは、吉原、伝法、今泉、青葉台の4地区で構成するブロックです。

市役所及び吉原中央駅周辺など多くの人が集まるブロックであるとともに、周辺には大規模な工場が立地していることが大きな特徴です。

【土地利用】

- 市役所周辺及び国道139号沿道には商業施設の立地が多くみられますが、吉原商店街では、店舗の閉鎖や来街者の減少が進んでいます。
- ブロック東側には大規模な工場が多く立地していますが、企業の撤退後に宅地開発が行われるなど、住工混在の土地利用がみられます。
- ブロック北側の地域は丘陵地に位置し、今泉地区を中心に既成市街地が形成されています。青葉台地区では茶畑等の農地が見られ、富士山と駿河湾が一望できるなど緑豊かな住宅地が形成されており、また近年、新たな住宅地開発が進み、人口が増加しています。

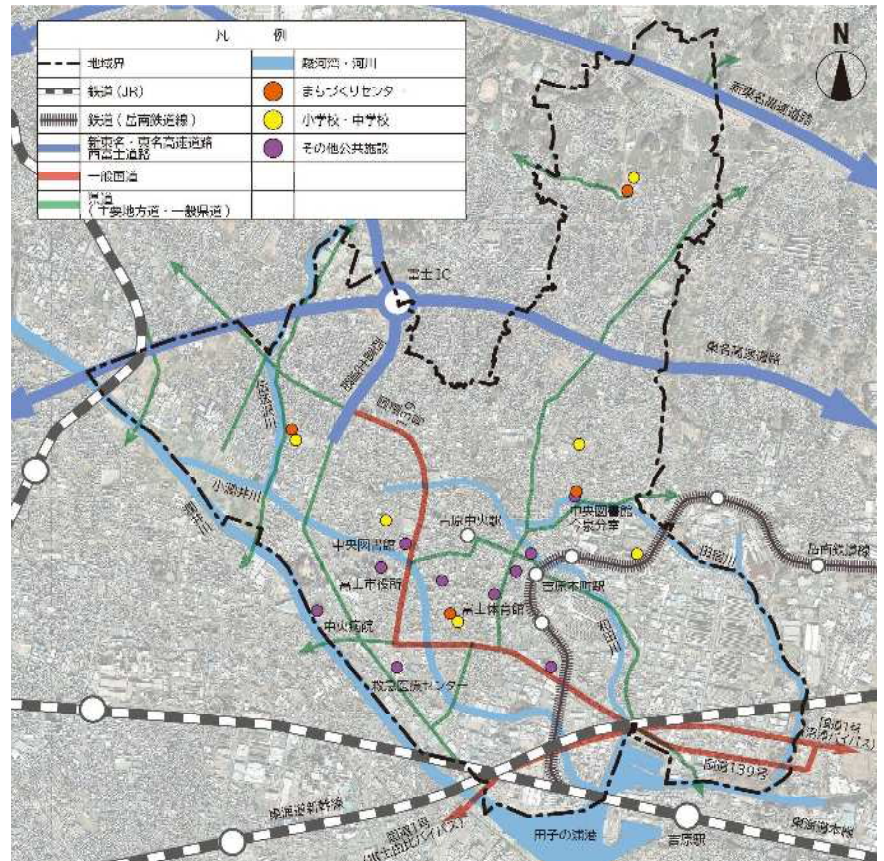
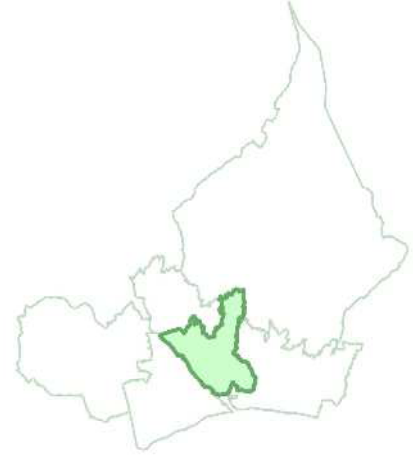
【交通】

- 鉄道は、東海道本線吉原駅を起点に岳南鉄道線が通っており、生活に欠かせない公共交通として利用されています。特に「まちなか」に位置する吉原本町駅では、通勤客を中心として多くの人が利用しています。
- バス交通の拠点である吉原中央駅も配置されています。
- 道路は、高規格幹線道路である東名高速道路が通っており、富士ICが設置されています。また、東西方向に国道1号、南北方向に国道139号が通っています。

【その他】

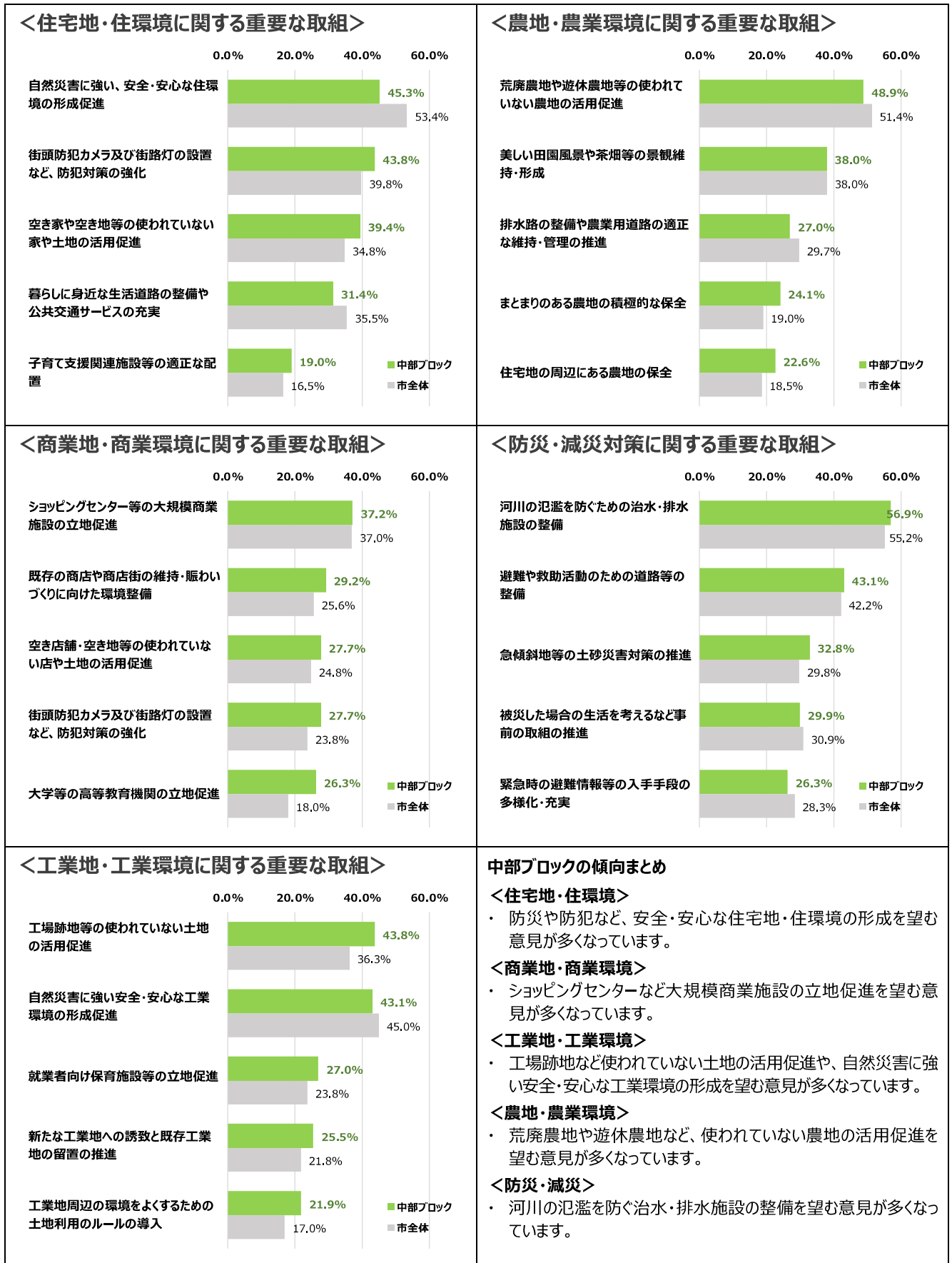
- ブロック南側は田子の浦港に面し、潤井川、小潤井川及び和田川が注いでいます。
- 地下水が湧き出ている田宿川は地域の自然の象徴として大切にされています。一方、伝法沢川、小潤井川及び和田川等は、大雨時による河川の氾濫が懸念されています。
- 東海道の宿場町として栄えた吉原地区は、伝統と文化に育まれた「祇園祭」が有名で、周辺には神社仏閣、史跡なども多く歴史を感じさせるまちなみとなっています。

〈中部ブロック位置図〉



②まちづくりに関する地域住民の意向（市民意向調査より）

市民意向調査における「今後特に重要な取組（お住まいの地区やその周辺における、今後のまちづくりに重要なこと）」について上位5項目を抽出し、中部ブロックの傾向を整理しました。



（2）まちづくりの課題

「地域の現状」等を踏まえ、中部ブロックのまちづくりの課題を抽出するとともに、全体構想に即した6つの視点により整理しました。

居住 多世代で支え合い、誰もが健康的に暮らせる市街地環境の確保

- ・ ゆとりやうるおいのある住環境の創出と生活利便性の向上
- ・ 地域住民の憩いと健康増進の場の創出
- ・ 空き家の増加防止

移動 人に優しく、便利に利用できる交通環境の整備

- ・ 生活道路や通学路などにおける、歩行者の安全性の向上
- ・ 公共交通の利便性の向上
- ・ 吉原中央駅などの交通結節点の機能強化

安全 自然災害への備えの充実と安全な生活環境の創出

- ・ 狭あい道路や行き止まり道路の解消
- ・ 老朽化した危険な建築物の更新
- ・ 防災・防犯に対する意識の向上

交流 多くの人が集い、交流できる地域づくり

- ・ 吉原商店街近隣に立地する商業施設を活かした、活力や賑わいの創出
- ・ 誰もが歩いて買い物ができる安全な商業地の形成と魅力的な商業地景観の創出
- ・ 観光客が訪れやすい環境の創出と市内外への積極的なPRによる地域資源の有効活用

産業 地域の活力を高める産業の維持・創出

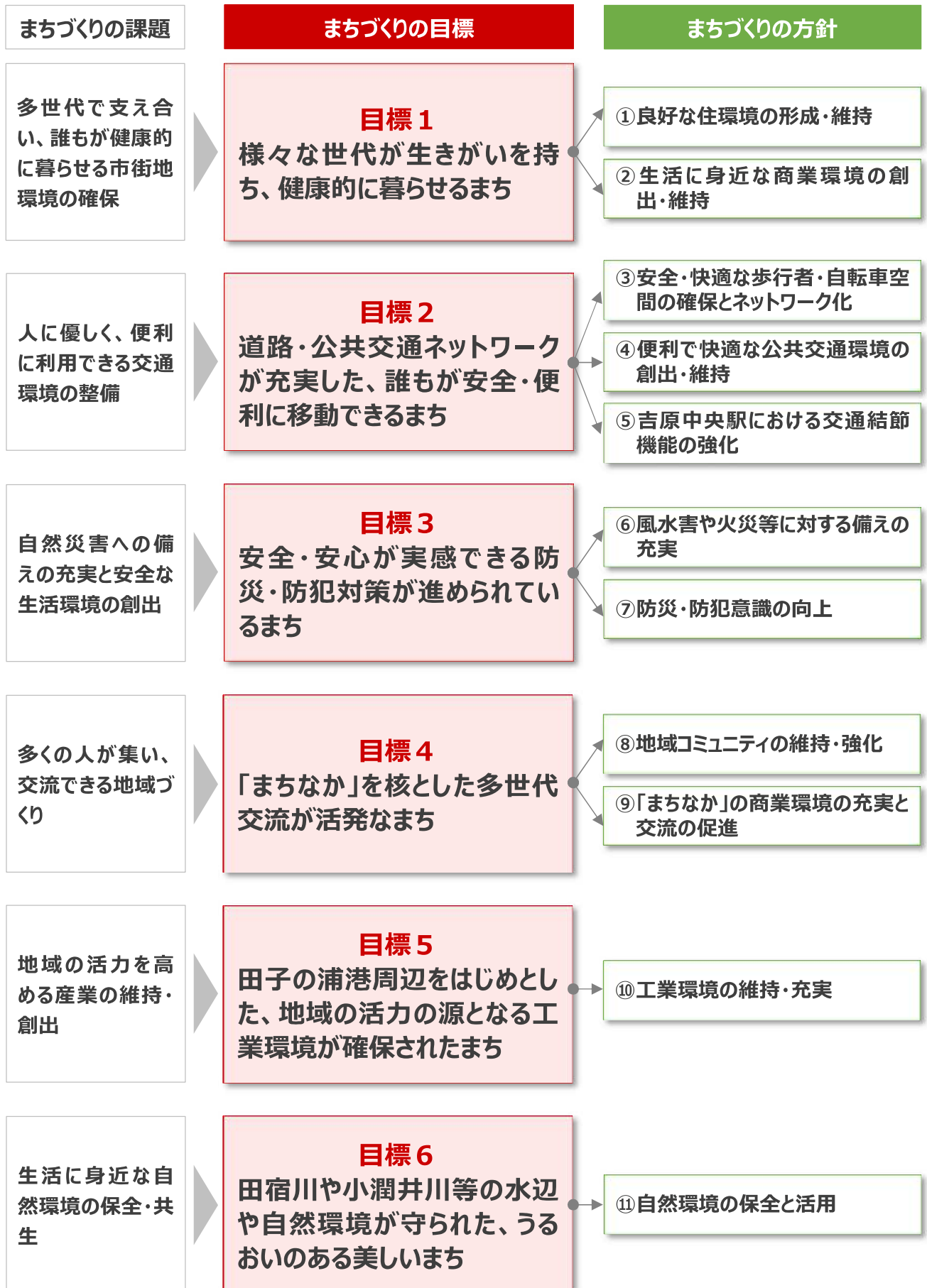
- ・ 田子の浦港周辺の既存工業の維持・充実と流通機能の強化
- ・ 工場跡地や新設の主要幹線道路の沿道の有効活用

環境 生活に身近な自然環境の保全・共生

- ・ 和田川や田宿川など、富士山の豊かな湧水の保全
- ・ 地域を流れる河川での良好な水辺環境の形成

3-2 まちづくりの目標と方針

まちづくりの課題を踏まえ、中部ブロックのまちづくりの目標と方針を設定しました。



目標1 様々な世代が生きがいを持ち、健康的に暮らせるまち

方針① 良好な住環境の形成・維持

- ・ 住宅専用地では、現在の良好な住環境を維持します。また、住宅専用地のうち、道路等都市基盤が不足している地区においては、ゆとり・落ち着きのある住宅地に誘導するため、地区計画等のまちづくりルールを導入を促進します。
- ・ 青葉台小学校南地区では、緑豊かで良好な住環境を創出・維持するとともに、（都）左富士臨港線において、地域住民等の利便性を向上させる沿道サービス施設等の立地を誘導するため、地区計画の適正な運用を図ります。
- ・ その他の一般住宅地では、土地利用の混在による住環境の悪化を防止するため、特別用途地区（特定規模集客施設制限地区）や高度地区の適正な運用を図るとともに、用途地域の変更や地区計画等のまちづくりルールを導入を検討します。
- ・ 住宅地において、良好なまちなみ景観を形成するため、富士市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の適正な規制・誘導を図ります。
- ・ 少子高齢化や人口減少等に伴い増加傾向にある空き家については、民間団体等との連携により、周辺環境との調和に留意しながら、居住用に限定しない多様な利活用を促進します。

方針② 生活に身近な商業環境の創出・維持

- ・ （都）吉原大月線（国道139号及び県道414号の一部）や（都）桧新田松岡線等の沿道については、交通利便性を活かした商業・業務施設が立地する沿道サービス地として利用し、周辺の住宅地等と調和した環境の形成を図ります。

目標2

道路・公共交通ネットワークが充実した、誰もが安全・便利に移動できるまち

方針③ 安全・快適な歩行者・自転車空間の確保とネットワーク化

- ・ 通学路等の歩道における安全性と快適性を高めるため、狭あい道路の拡幅の推進と道路清掃等による適切な維持管理を図ります。
- ・ 市民が自転車を安全で快適に利用するため、自転車通行空間のネットワークを構築し、効果的、効率的に整備を推進します。
- ・ 地域住民の憩いと健康増進の場の創出・維持を図るため、地区まちづくりセンター周辺などにおける安全な散歩コースの整備・改良を推進します。
- ・ 自転車や歩行者の安全・快適な道路交通環境を創出するとともに、回遊性の高い歩行者等ネットワークの整備や自転車の走行環境の向上を推進します。

方針④ 便利で快適な公共交通環境の創出・維持

- ・ 買い物や通院、通勤・通学など、市民が安全・安心に利用でき、市外からの観光客等の移動利便性も高まるよう、路線バスやコミュニティバスなどは、利用需要に応じた路線数や運行頻度の最適化など、サービス水準の向上を図ります。
- ・ 小学校や地区まちづくりセンターなどの公共施設の周辺に、コミュニティ交通停留(車)場の設置を推進します。
- ・ 吉原中央駅等と富士駅の連携を強化するとともに、「まちなか」の魅力を高めるため、ICT等を活用した利用環境の整備や新たな公共交通サービスの導入を促進します。



吉原中央駅

方針⑤ 吉原中央駅における交通結節機能の強化

- ・ 吉原中央駅の利便性・快適性を高めるため、公共交通間の連絡や乗り継ぎなども含め、交通結節機能の強化を図ります。

目標3 安全・安心が実感できる防災・防犯対策が進められているまち

方針⑥ 風水害や火災等に対する備えの充実

- ・ 雨水の流出を抑制し、市街地の浸水被害を防止・軽減するため、宅地での雨水浸透施設の設置を促進します。
- ・ 地震時における建築物の倒壊を防止するため、老朽化した建築物や木造建築物の耐震化を促進します。また、津波から安全かつ迅速に避難することができるよう、各家庭において津波避難行動を確認するとともに、津波避難計画の見直し、訓練による検証を実施します。
- ・ 火災時における初期消火活動を確実にこなせるよう、耐震性貯水槽の適正な維持管理に努めます。
- ・ 火災の延焼拡大の防止と、消防車等の緊急車両の通行を確保するため、「地区計画」や「富士市狭あい道路の拡幅整備に関する条例」などの活用を推進します。

方針⑦ 防災・防犯意識の向上

- ・ 自然災害から地域住民の生命・財産を守るため、地区内の自主防災組織の連携を強化します。
- ・ ハザードマップの活用や防災情報の受信方法等、個人の対策から周知し、地域防災力を強化します。
- ・ 安全で安心な住みよいまちづくりを実現するため、地区安全会議等を通じて、地域住民の防犯意識の向上を図ります。

目標4 「まちなか」を核とした多世代交流が活発なまち**方針⑧ 地域コミュニティの維持・強化**

- ・ 地域コミュニティを維持・強化するため、祇園祭をはじめとした地域イベントの充実について支援するとともに、「地域の課題は地域が解決する」という考えに基づき、課題解決型事業の促進を図ります。
- ・ まちづくり活動の拠点となる地区まちづくりセンターの機能維持を図るとともに、地域住民の交流の場となる公会堂の整備を支援します。

方針⑨ 「まちなか」の商業環境の充実と交流の促進

- ・ 都市生活・交流拠点である吉原中央駅・吉原本町駅周辺地区では、定住人口の増加と市民・観光客等の交流による賑わいの創出を図るため、老朽化した建築物の更新やリノベーション、地区計画等のまちづくりルールの導入を促進します。
- ・ 吉原宿や旧東海道等の面影を今に残す建物や、吉原商店街の昭和レトロな景観の保全を図るため、屋外広告物を適切に規制するとともに、建築物の耐震化を促進します。
- ・ 吉原中央駅・吉原本町駅周辺の商業地では、新たな産業の進出・立地による土地の有効利用と「まちなか」の付加価値の向上を図るため、民間事業者等を対象としたソフト支援策の充実・拡充に取り組みます。
- ・ 商店街等への自家用車での来街にも配慮するため、駐車場の適切な維持管理を図ります。
- ・ 吉原商店街に滞在する市民や来街者等の快適性を向上させるため、歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の活用による、ウォーカブルな道路空間の構築を促進します。

目標5

田子の浦港周辺をはじめとした、地域の活力の源となる工業環境が確保されたまち

方針⑩ 工業環境の維持・充実

- ・ 田子の浦港周辺については、西富士道路の延伸等により新東名高速道路と東名高速道路との交通連携を強化して、工業地の維持・確保に努めます。
- ・ 自然環境共生型業務地である東名高速道路富士IC周辺や新設の主要幹線道路沿道については、周辺の自然環境や富士山の眺望に配慮した上で、広域的な交通利便性を有効活用し、産業振興に寄与する流通業務施設や工場等の立地を促進します。
- ・ 移転や撤退に伴う工場跡地については、引き続き工場等を誘致し、地域の産業活力の創出を図ります。



富士IC北側（伝法地区）

目標6

田宿川や小潤井川等の水辺や自然環境が守られた、うるおいのある美しいまち

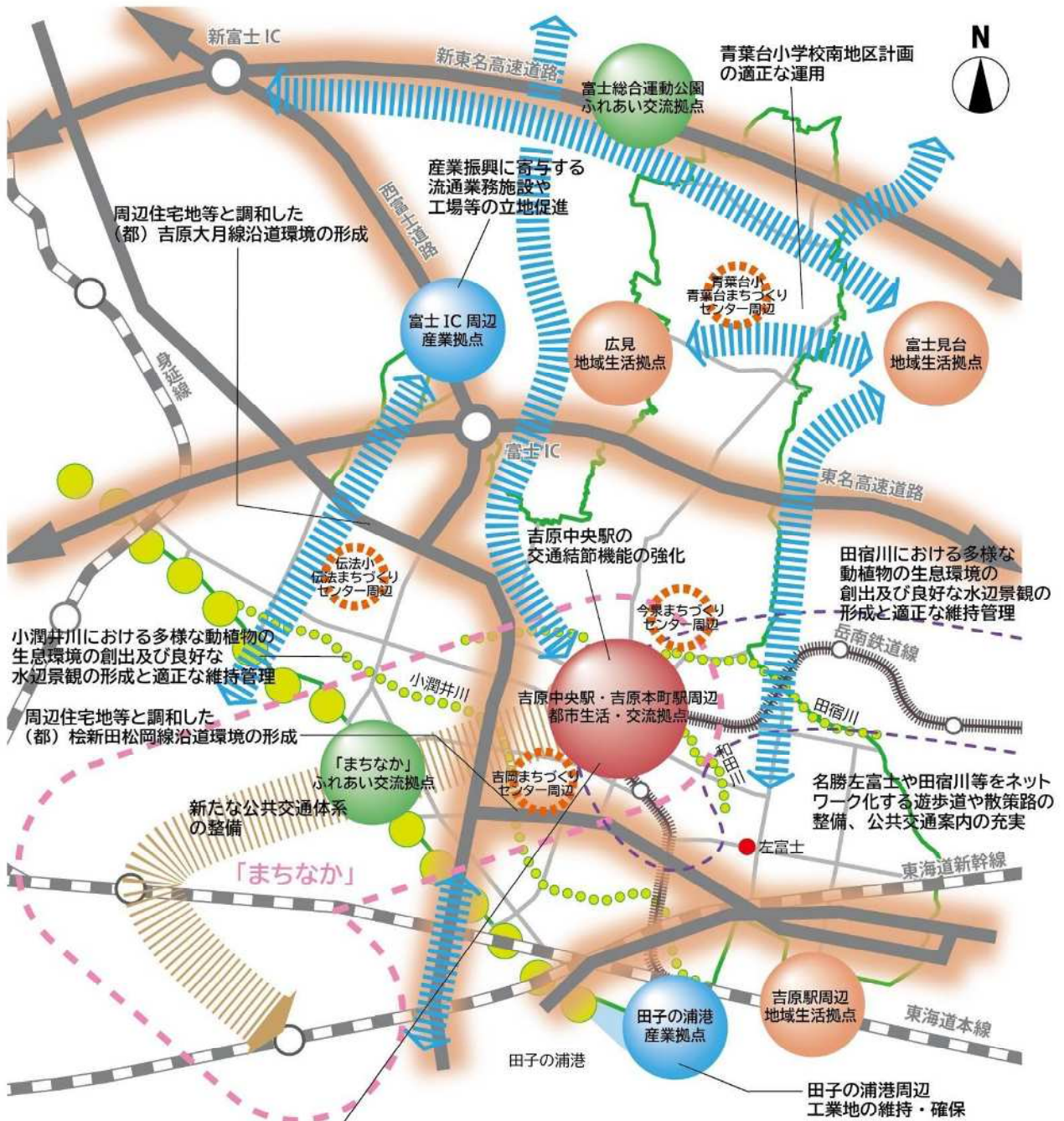
方針⑪ 自然環境の保全と活用

- ・ 地域住民の憩いの場として、また湧水のあるまちを広くアピールするため、河川・水路の整備と親水公園の維持管理、ネットワーク化を推進します。
- ・ 市民や観光客の利便性を高めるため、名勝左富士や田宿川等をネットワーク化する遊歩道や散策路の整備を推進するとともに、公共交通の案内を充実します。
- ・ 田宿川や小潤井川など、地域を流れる河川や水辺において、多様な動植物の生息環境の創出を図るとともに、地域との協働のもと、良好な水辺景観の形成と、適正な維持管理に努めます。



田宿川の遊歩道

＜中部ブロックまちづくり方針図＞



「まちなか」の商業環境の充実と交流の促進

- ・建築物のリノベーション
- ・地区計画の導入
- ・屋外広告物の規制
- ・建築物の耐震化
- ・駐車場の維持管理
- ・ウォーカブルな道路空間の構築

凡 例			
	東名・新東名高速道路 西富士道路		都市生活・交流拠点
	主要な幹線道路		「まちなか」
	鉄道（JR）		地域生活拠点
	鉄道（岳南鉄道線）		産業拠点
	地域界		ふれあい交流拠点
			地域の骨格軸 （道路・公共交通）
			水・緑の軸
			歴史・文化資源の保全
			地域活動の中心地
			対流促進軸
			鉄道沿線まちづくり交流軸
			「まちなか」にぎわい・交流軸

4 東部ブロックまちづくり構想

4-1 地域の現状とまちづくりの課題

（1）地域の現状

①概況

東部ブロックは、吉永、元吉原、須津、浮島、原田の5地区で構成するブロックです。

愛鷹山麓から駿河湾までの山・まち・海を含むことから、豊富な自然資源に恵まれており、旧東海道及び県道三島富士線（根方街道）沿いには住宅や工場等が密集していることが大きな特徴です。

【土地利用】

- ・ブロック北側は愛鷹山麓の緩やかな丘陵地に広がる茶畑等の農地が多く、その中に既存集落が点在しています。また、東名高速道路以南は、県道三島富士線沿いに住宅や工場が密集しています。
- ・ブロック中央部は、沼川及び浮島ヶ原周辺に水田地帯が広がっており、その南側は、旧東海道沿いに住宅が密集しています。

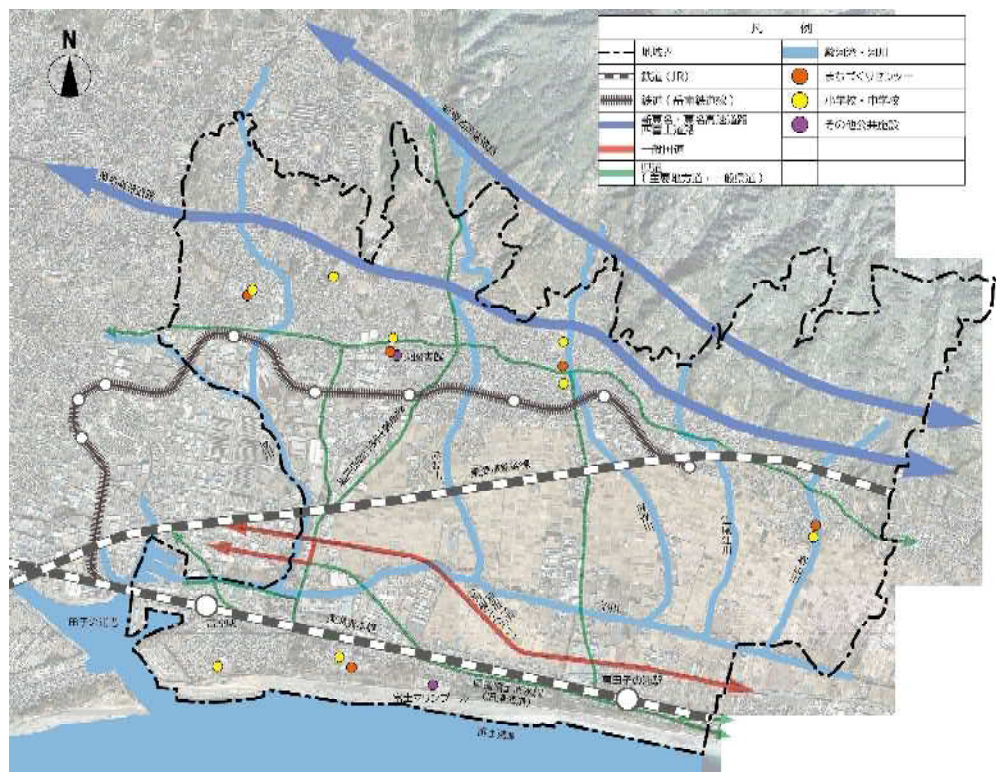
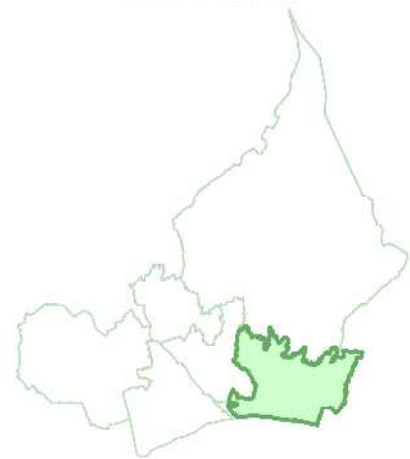
【交通】

- ・鉄道は、西側に東海道本線吉原駅、東側に東田子の浦駅が配置されているとともに、県道三島富士線南側には岳南鉄道線が通っており、生活に欠かせない公共交通として利用されています。
- ・道路は、東西方向に国道1号や県道三島富士線、南北方向に県道富士富士宮由比線等が通っています。これら幹線道路のうち、特に県道三島富士線は、部分的に道幅が狭い区間が点在しています。

【その他】

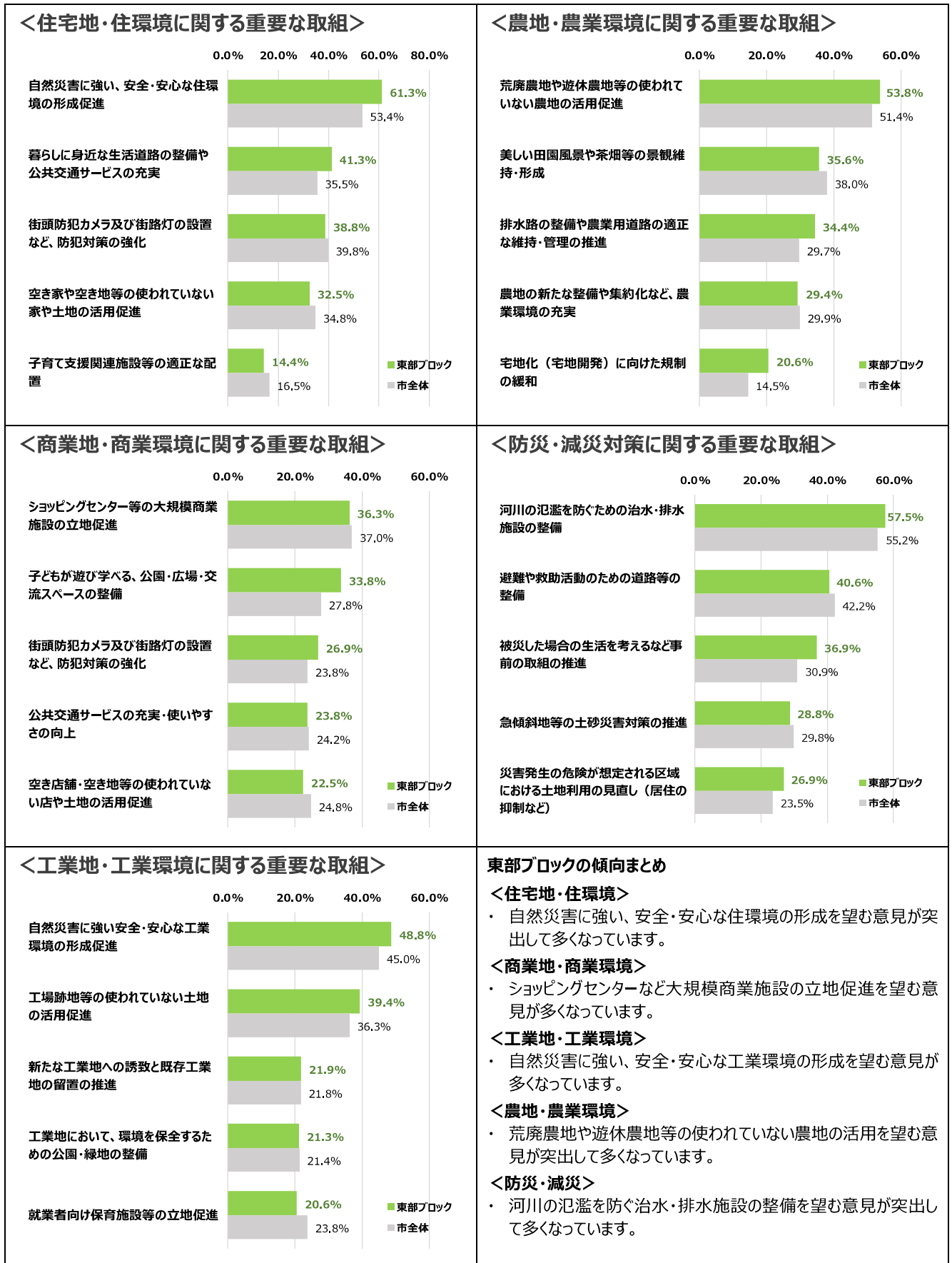
- ・ブロック南側は駿河湾に面し、沼津市の千本松原から風光明媚な松林が続いています。
- ・富士・愛鷹山麓の恩恵を受けた豊富な湧水、須津川渓谷及び浮島ヶ原等の豊かな自然環境に恵まれています。
- ・古くから交通の要衝であったことから古墳群や神社仏閣、史跡なども多く存在しています。

〈東部ブロック位置図〉



②まちづくりに関する地域住民の意向（市民意向調査より）

市民意向調査における「今後特に重要な取組（お住まいの地区やその周辺における、今後のまちづくりに重要なこと）」について上位5項目を抽出し、東部ブロックの傾向を整理しました。



（2）まちづくりの課題

「地域の現状」等を踏まえ、東部ブロックのまちづくりの課題を抽出するとともに、全体構想に即した6つの視点により整理しました。

居住 自然がもたらす恩恵を享受し、快適に生活できる住環境の創出

- ・ 買い物や通院などに便利で快適な住環境の創出
- ・ 既存集落地などにおける地域活力の維持・向上
- ・ 空き家の増加防止

移動 地域の生活を支える多様な交通環境の維持・充実

- ・ 誰もが安全・安心・便利に利用できる公共交通ネットワークの構築
- ・ 幹線道路や生活道路における自動車交通の円滑性と歩行者の安全性の向上

安全 あらゆる自然災害等への対応力の強化

- ・ 住宅密集地などにおける狭あい道路の解消、火災の延焼拡大防止
- ・ 津波浸水想定区域における津波被害の軽減
- ・ 河川の氾濫防止と道路や宅地の冠水対策

交流 昔ながらの世代間交流の充実と観光交流の促進

- ・ 竹採塚や鑑石、富士塚などの歴史・文化資源の活用
- ・ 地域の伝統・文化や地域住民の「つながり」を大切に

産業 地域が持つ特徴を活かした産業環境の安定化

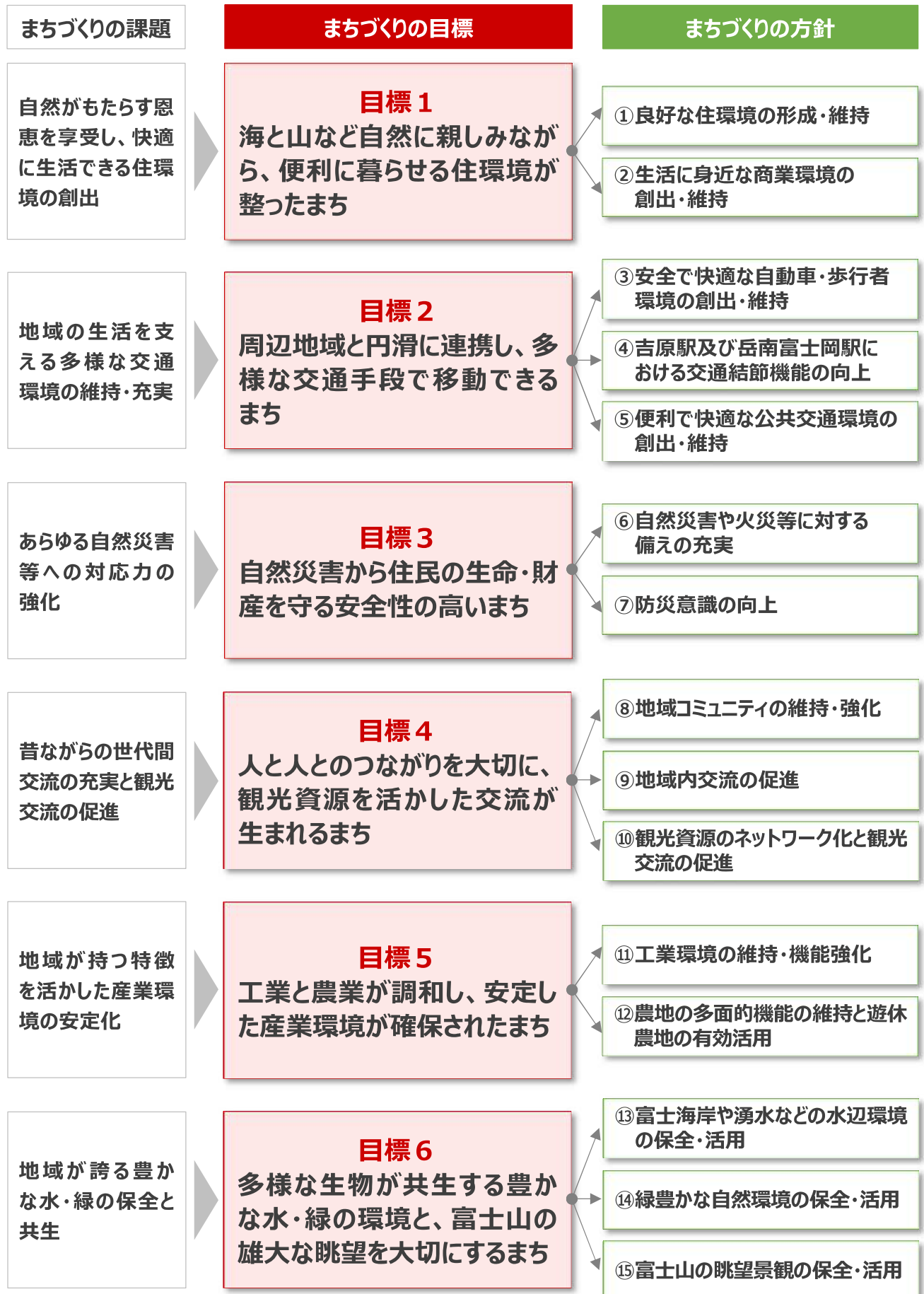
- ・ 工業環境の充実
- ・ 優良農地における営農環境の維持・保全と遊休農地の増加防止

環境 地域が誇る豊かな水・緑の保全と共生

- ・ 浮島ヶ原や富士海岸、田子の浦港などからの、富士山の良好な眺望景観の保全と活用
- ・ 豊かな自然環境や湧水、動植物の生態系の保全と活用

4-2 まちづくりの目標と方針

まちづくりの課題を踏まえ、東部ブロックのまちづくりの目標と方針を設定しました。



目標1 海と山など自然に親しみながら、便利に暮らせる住環境が整ったまち

方針① 良好な住環境の形成・維持

- ・ 一般住宅地では、土地利用の混在等による住環境の悪化を防止するため、高度地区の適正な運用を図るとともに、用途地域の変更や地区計画等のまちづくりルールを導入を検討します。
- ・ 浮島地区や須津地区に見られる既存集落地や、計画的に開発された住宅地などにおいては、自然環境共生型住宅地として、今後も周辺の自然環境との調和・共生に留意するとともに、地区計画制度の活用を検討するなど、緑豊かで良好な住環境を維持します。
- ・ 地域住民の憩いの場となる、生活に密着した公園の整備と適切な維持管理を図ります。
- ・ 人口減少や少子高齢化等に伴い増加傾向にある空き家については、民間団体等との連携により、周辺環境との調和に留意しながら、居住用に限定しない多様な利活用を促進します。

方針② 生活に身近な商業環境の創出・維持

- ・ 地域生活拠点に位置する吉原駅及び岳南富士岡駅周辺においては、地域住民の生活利便性と魅力を高める商業・サービス施設の立地誘導を図るとともに、生活に身近な商業地として維持するため、地区計画などのまちづくりルールを導入を促進します。

目標2 周辺地域と円滑に連携し、多様な交通手段で移動できるまち

方針③ 安全で快適な自動車・歩行者環境の創出・維持

- ・ 東西方向の交通基盤の強化を図るため、（都）左富士臨港線の整備を推進します。また、整備済み区間のうち、通学路となっている区間などについては、歩行者の安全性を高める対策を実施します。
- ・ （都）荒田島中里線（根方街道）の自動車交通の円滑性と歩行者の安全性を高めるため、狭幅員となっている箇所の改善を促進します。
- ・ 誰もが徒歩や自転車等で安全・安心に通学路や生活道路を通行できるよう、道路の狭あい区間の拡幅、信号機・街灯の設置及びバリアフリー化など、交通安全対策を推進します。

方針④ 吉原駅及び岳南富士岡駅における交通結節機能の向上

- ・ 本市の主要な交通結節点の一つである吉原駅については、駅へのアクセス性と、他の交通機関への乗り継ぎ利便性の向上を図るため、駅前広場や（都）沖田大通り線等の周辺道路の整備を検討します。
- ・ 岳南富士岡駅の交通結節機能を強化するため、岳南電車とコミュニティ交通等の乗り継ぎ利便性の向上を図ります。

方針⑤ 便利で快適な公共交通環境の創出・維持

- ・ 誰もが安全かつ気軽に移動できる交通環境を創出するため、岳南電車、路線バス及びコミュニティ交通等の既存の公共交通の維持と利便性向上を図ります。
- ・ 地域の玄関口である東田子の浦駅については、駅へのアクセス性と他の交通機関への乗り継ぎ利便性、また利用者の安全性の向上を図るため、駅舎のバリアフリー化を推進します。
- ・ 地域住民の移動円滑性を高めるため、利用意向や生活動線を踏まえた乗降ポイントの配置や新規レンタサイクル拠点の導入を検討するなど、地域特性に応じたコミュニティ交通サービスの充実を図るとともに、事業者・市域の枠を超えた利用しやすい環境づくりを進めます。

目標3 自然災害から住民の生命・財産を守る安全性の高いまち

方針⑥ 自然災害や火災等に対する備えの充実

- ・ 大雨の際の河川の氾濫及び道路等の冠水を防止するため、川底の定期的な浚渫など、地域内河川の適正な維持管理に努めます。
- ・ 江尾江川においては、近年の激甚化・頻発化する水害に備え、被害の防止・軽減を図るため、幅広い関係者が流域全体で行う流域治水の取組を推進します。
- ・ 火災の延焼拡大の防止と、消防車等の緊急車両の通行を確保するため、地区計画や「富士市狭あい道路の拡幅整備に関する条例」などの活用を推進します。
- ・ 火災時における初期消火活動を確実に行えるよう、耐震性貯水槽の適正な維持管理に努めます。
- ・ 富士海岸周辺では、高潮等による被害を軽減するため、防潮堤や水門等の適正な維持管理に努めます。また、津波浸水想定区域において住民等が安全かつ迅速に避難することができるよう、津波避難対策を推進します。

方針⑦ 防災意識の向上

- ・ 防災訓練などを通して自主防災組織の強化を図るとともに、各家庭及び自主防災組織における備蓄食料や飲料水を確保するなど、住民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。
- ・ ハザードマップの活用や防災情報の受信方法等、個人の対策から周知し、地域防災力を強化します。

目標4 人と人とのつながりを大切に、観光資源を活かした交流が生まれるまち

方針⑧ 地域コミュニティの維持・強化

- ・ 地域コミュニティを維持・強化するため、地域の祭事や体育祭、文化祭等の地区行事やイベント等の継続について支援するとともに、「地域の課題は地域が解決する」という考えに基づき、課題解決型事業の促進を図ります。

方針⑨ 地域内交流の促進

- ・ まちづくり活動の拠点となる地区まちづくりセンターの機能維持や地域住民の交流の場となる公会堂の整備支援を進めるとともに、施設の有効活用方策について継続的に検討します。
- ・ 自由広場や複合遊具等が整備された原田公園は、地域住民が日常的に利用する近隣公園として、適正な維持管理を図ります。
- ・ 地域住民をはじめ、多くの市民が交流する総合公園としての機能を確保するため、比奈公園の整備を推進します。

方針⑩ 観光資源のネットワーク化と観光交流の促進

- ・ 須津川渓谷については、大棚の滝などの特徴的な自然環境・自然景観を今後も保全するとともに、市民や観光客の交流の場として活用するため、岳南鉄道線との連絡やアクセス路の整備を推進します。
- ・ 富士と港の見える公園、富士塚、竹採塚、鑑石、千人塚古墳及び浅間古墳など、地域が有する歴史・文化資源を保全していきます。また、観光資源の積極的なPRの実施を図るとともに、岳南鉄道線の利用も含めた地域内の観光交流を促進するため、歴史・文化資源をネットワーク化する遊歩道や散策路、自転車の快適な移動環境の創出のほか、案内看板等の整備や歴史観光マップ等の作成を推進します。

目標5 工業と農業が調和し、安定した産業環境が確保されたまち

方針⑪ 工業環境の維持・機能強化

- ・ 田子の浦港、岳南原田駅及び比奈駅周辺の工業地は、地域に根差した既存工業地として、周辺の自然環境や住環境に配慮しながら、工業環境の維持や機能強化を図ります。また、移転や撤退等に伴う工場跡地については、引き続き工場等を誘致し、地域の産業活力の創出を図ります。
- ・ 浮島工業団地については、自然環境共生型業務地として、周辺の自然環境との調和・共生に留意しながら、流通・生産機能の維持・向上を図ります。

方針⑫ 農地の多面的機能の維持と遊休農地の有効活用

- ・ 東部地域に広がる農地の保全と遊休農地や荒廃農地の増加を防止するため、県や農業関係団体等との連携により、農業の新たな担い手の確保・育成を図るとともに、農地の集積を推進するほか、市民農園や農業体験の場などとしての有効活用を図ります。
- ・ 農地は、農業生産機能のほか、ゆとり・うるおいをもたらす景観の創出や雨水の流出抑制等の多面的機能を有していることから、地域の実状や特性を踏まえながら、農地としての保全・活用を図ります。



東部土地改良区

目標6

多様な生物が共生する豊かな水・緑の環境と、富士山の雄大な眺望を大切にすまち

方針⑬ 富士海岸や湧水などの水辺環境の保全・活用

- ・ 駿河湾に面する富士海岸は、良好な水辺環境を有しているため維持・保全を図るとともに、鈴川海浜スポーツ公園などを憩いの場として活用します。
- ・ 東部ブロックにある湧水地を、地域住民に加え市民の憩いの場や地域が誇る観光資源として活用するため保全するとともに、積極的にPRしていきます。また、湧水地と浮島ヶ原などをネットワーク化する遊歩道や散策路等の整備と適切な維持管理を図ります。

方針⑭ 緑豊かな自然環境の保全・活用

- ・ 浮島ヶ原を始めとする自然環境や動植物の生態系を保全していきます。また、浮島ヶ原自然公園は、環境学習の場として活用し、地域の環境啓発に努めます。
- ・ 沼川、滝川、赤淵川、須津川、春山川などの河川については、地域住民や観光客が散策でき、気軽に水に触れることができるよう、適切な維持管理を図ります。また、沼川においては、公有水面埋立地を活用し、プレジャーボート等の放置艇の適正な収容に努めます。

方針⑮ 富士山の眺望景観の保全・活用

- ・ 富士山、田園地帯及び新幹線が重なる雄大な景観を今後も保全し、地域が誇る観光資源として積極的にPRしていきます。また、沼川の土手や東部市民プラザなど、富士山の良好な眺望が得られる場所を眺望点として活用するとともに、眺望点のネットワーク化を図るため、遊歩道や散策路等の整備を推進します。

＜東部ブロックまちづくり方針図＞



凡 例			
	東名・新東名高速道路 西岸土道路		地域生活拠点
	主要な幹線道路		産業拠点
	鉄道（JR）		自然環境共生型住宅地
	鉄道（岳南鉄道線）		自然環境共生型業務地
	地域界		地域の骨格軸 （道路・公共交通）
			水・緑の軸
			地域活動の中心地
			歴史・文化資源の保全
			対流促進軸
			鉄道沿線まちづくり交流軸

5 北部ブロックまちづくり構想

5-1 地域の現状とまちづくりの課題

（1）地域の現状

①概況

北部ブロックは、富士見台、神戸、吉永北、大淵の4地区で構成するブロックです。

大部分が富士・愛鷹山麓に広がる森林地帯であり、その中に集落地が形成されるとともに、富士見台住宅団地、神戸土地区画整理事業及び富士山フロント工業団地等の計画的な大規模開発が進められてきたことが大きな特徴です。

【土地利用】

- ・ブロック南側及び県道富士白糸滝公園線（大淵街道）沿道を中心に住宅等が立地しています。
- ・その他の地域は、山林や茶畑等の農地が広がっています。

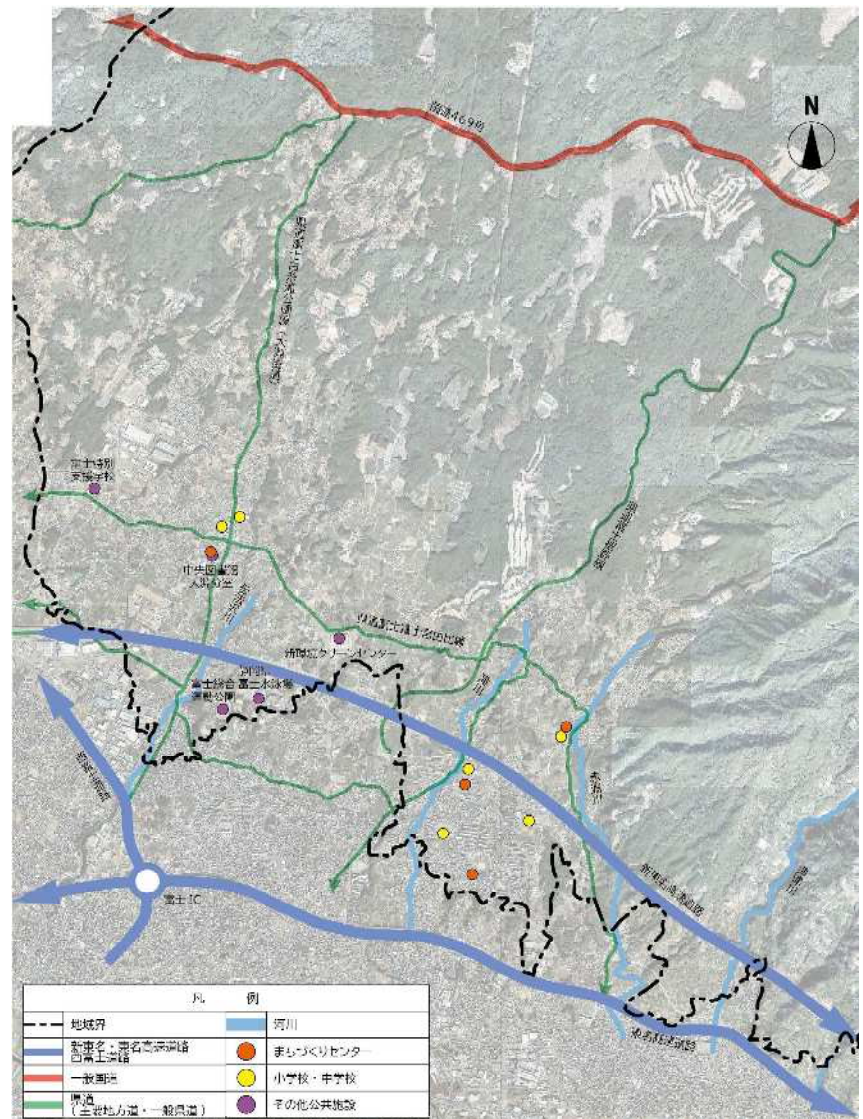
【交通】

- ・鉄道は配置されておらず、路線バス及びデマンドタクシー等の公共交通ネットワークが形成されています。
- ・道路は、ブロック北側を東西方向に国道469号、ブロック南側を県道富士富士宮由比線が通っています。南北方向には、県道富士白糸滝公園線、近年、供用を開始した今宮バイパス（県道富士裾野線）等が通っています。

【その他】

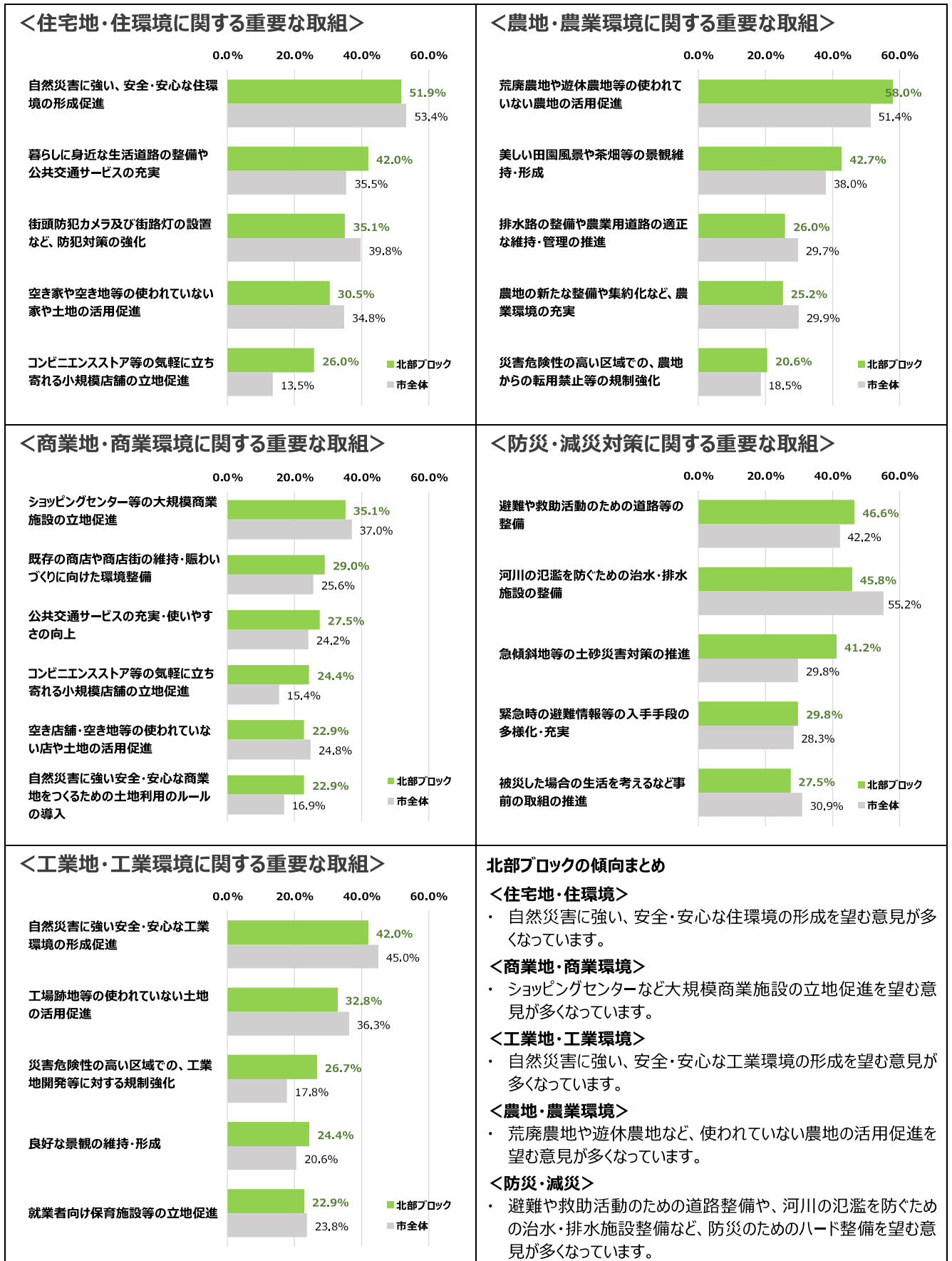
- ・富士・愛鷹山麓に広がる山林や赤淵川など、地域が誇る豊かな自然環境や富士山、駿河湾及び伊豆半島などを望む良好な眺望ポイントも多く有しています。
- ・令和2年10月に本稼働を開始した新環境クリーンセンターは、ごみを適正に処理するだけでなく、温浴施設や環境学習機能を備えた総合的な施設として運用されています。

〈北部ブロック位置図〉



②まちづくりに関する地域住民の意向（市民意向調査より）

市民意向調査における「今後特に重要な取組（お住まいの地区やその周辺における、今後のまちづくりに重要なこと）」について上位5項目を抽出し、北部ブロックの傾向を整理しました。



（2）まちづくりの課題

「地域の現状」等を踏まえ、北部ブロックのまちづくりの課題を抽出するとともに、全体構想に即した6つの視点により整理しました。

居住 誰もが安心して住み続けられる住環境の質の向上

- ・ 買い物や通院など、日常生活の利便性の向上
- ・ 富士見台住宅団地等における生活利便性の向上と魅力的な住宅地の維持
- ・ 人口減少や少子高齢化を踏まえた既存集落地などにおける地域活力の向上
- ・ 空き家の増加防止

移動 地域の実状に応じた公共交通サービスの提供

- ・ 北部地域内の交流を深める東西・南北方向の幹線道路等における、自動車交通の円滑性と歩行者の安全性の向上
- ・ 誰もが安全・安心・便利に利用できる公共交通ネットワークの構築

安全 災害等への対策・体制の強化

- ・ 土砂災害等の恐れがある箇所の対策強化
- ・ 災害に備える体制の検討

交流 地域資源を活用したコミュニティ・交流の活性化

- ・ 高齢者や子どもなど、地域住民が交流できる場の創出
- ・ 大淵笹場や富士山こどもの国など、地域が誇る豊かな自然環境の観光面への活用
- ・ 観光客や他地域との交流の場の創出
- ・ 地域の伝統芸能・文化や、地域住民の「つながり」の保全と育成

産業 周辺環境と調和した産業振興の促進

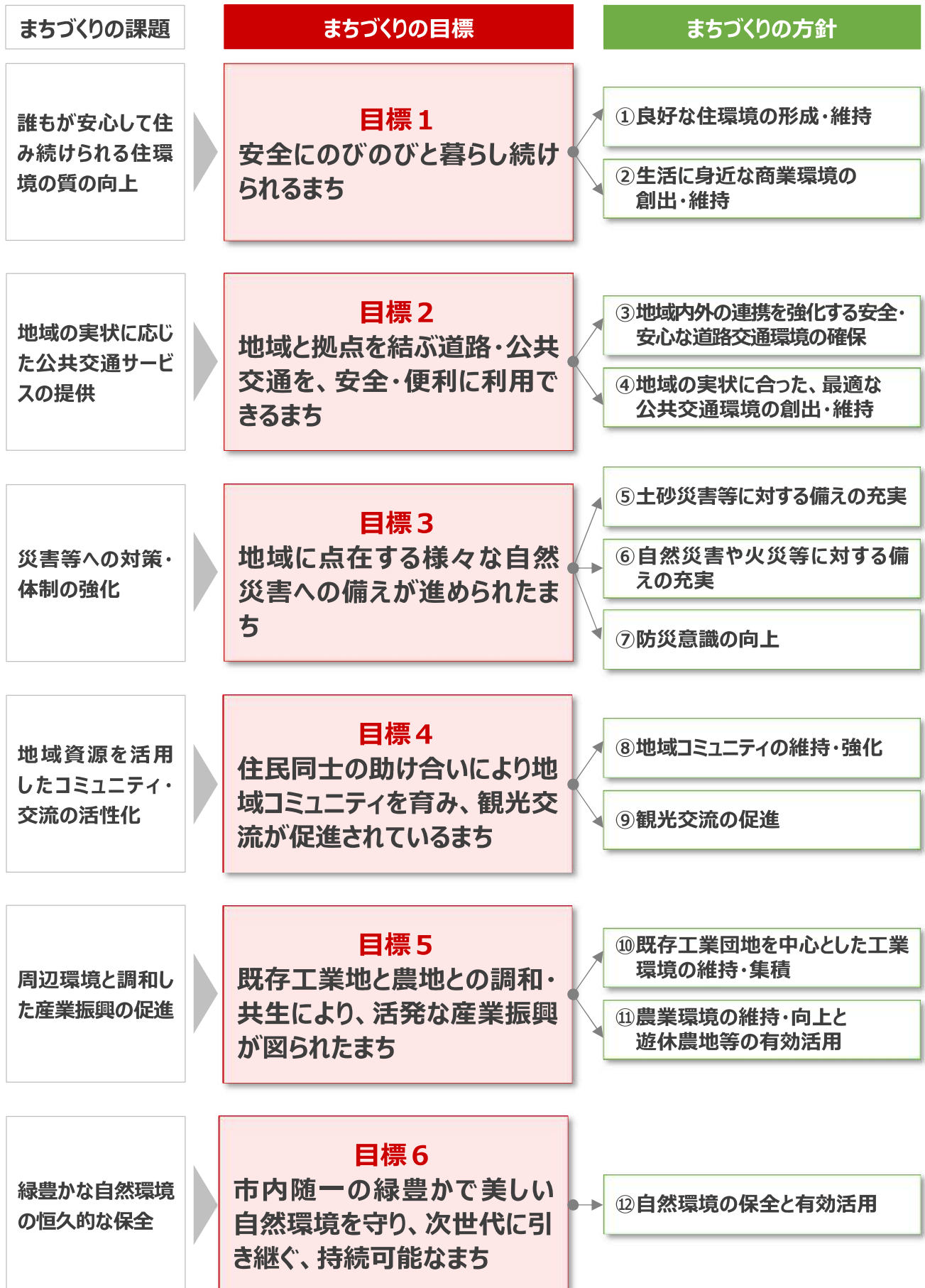
- ・ 優良農地の保全と遊休農地の増加防止
- ・ 茶業をはじめとする地域の農業環境の維持・保全と活力の向上
- ・ 工場や流通業務施設の良好な操業環境の維持・形成

環境 緑豊かな自然環境の恒久的な保全

- ・ 富士山麓の緑豊かな山林の保全
- ・ 富士山、愛鷹山や駿河湾の眺望景観の保全とネットワーク化

5-2 まちづくりの目標と方針

まちづくりの課題を踏まえ、北部ブロックのまちづくりの目標と方針を設定しました。



目標1 安全にのびのびと暮らし続けられるまち

方針① 良好な住環境の形成・維持

- ・ 地域生活拠点である富士見台住宅団地は、生活利便性と快適性を兼ね備えた魅力ある住宅地の維持を図るため、地区計画の適正な運用を図りつつ、世代交代などの状況変化に対応した住環境づくりを検討します。
- ・ 大淵地区や吉永北地区に見られる既存集落地や、計画的に開発された住宅地などにおいては、自然環境共生型住宅地として、今後も周辺の自然環境との調和・共生に留意するとともに、地区計画制度の活用を検討するなど、緑豊かで良好な住環境を維持します。
- ・ 人口減少や少子高齢化等に伴い増加傾向にある空き家については、民間団体等との連携により、周辺環境との調和に留意しながら、居住用に限定しない多様な利活用を促進します。
- ・ 地域住民の憩いの場となる、生活に密着した公園の適切な維持管理を図ります。



富士見台住宅団地

方針② 生活に身近な商業環境の創出・維持

- ・ 富士見台住宅団地内の商業地においては、地域の生活に身近な商業地として維持するため、地区計画の適正な運用を図ります。

目標2 地域と拠点を結ぶ道路・公共交通を、安全・便利に利用できるまち

方針③ 地域内外の連携を強化する安全・安心な道路交通環境の確保

- ・ 県道富士白糸滝公園線や県道富士裾野線の南北幹線道路については、自動車交通を円滑にし、歩行者の安全性を高めるため、危険箇所等の道路幅員の拡幅、歩道の整備等を促進します。また、これらの幹線道路に連絡する東西方向の幹線道路の整備を推進します。
- ・ 児童・生徒、高齢者等が、徒歩や自転車等で安全・安心に通行できるよう、通学路や生活道路等の狭あい区間の拡幅や信号機・街灯の設置のほか、通過交通の速度抑制など、交通安全対策を推進します。



中野交差点

方針④ 地域の実状に合った、最適な公共交通環境の創出・維持

- ・ 地域住民の移動の足を確保し生活利便性の向上を図るため、地区まちづくりセンターなど地域活動の中心地をコミュニティバスなどで連絡する、地域の実状に応じた公共交通ネットワークの整備を推進します。

目標3 地域に点在する様々な自然災害への備えが進められたまち

方針⑤ 土砂災害等に対する備えの充実

- ・ 急傾斜地の崩壊による土砂災害の防止を図るため、急傾斜地崩壊危険箇所等における防災対策工事を推進します。
- ・ 土砂災害警戒区域等に指定されている区域では、警戒避難体制の充実を図ります。
- ・ 降雨に起因する土石流のほか、火山噴火に起因する土砂災害等への対策のため、富士山を源流とする溪流において砂防施設整備を促進します。
- ・ 富士山麓一帯において、災害の防止や環境の保全を図るため、土砂等による土地の埋立て、盛土等に対して、関係法令に基づく適正な指導を行います。

方針⑥ 自然災害や火災等に対する備えの充実

- ・ 火災時における初期消火活動を確実にこなせるよう、耐震性貯水槽の適正な維持管理に努めます。
- ・ 火災の延焼拡大の防止と、消防車等の緊急車両の通行を確保するため、地区計画や「富士市狭あい道路の拡幅整備に関する条例」などの活用を推進します。
- ・ 台風や集中豪雨などに起因する洪水や浸水被害の防止・軽減を図るため、地域内の主要河川の改修を促進します。

方針⑦ 防災意識の向上

- ・ 南海トラフ地震や富士山の火山災害に対する意識の啓発と避難行動について検討します。
- ・ 防災訓練などを通して自主防災組織の強化を図るとともに、各家庭及び自主防災組織における備蓄食料や飲料水を確保するなど、住民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。

目標4

住民同士の助け合いにより地域コミュニティを育み、観光交流が促進されているまち

方針⑧ 地域コミュニティの維持・強化

- ・ まちづくり活動の拠点となる地区まちづくりセンターの機能維持を図るとともに、地域住民の交流の場となる公会堂の整備を支援するなど、施設の有効活用方策について継続的に検討します。
- ・ 地域コミュニティを維持・強化するため、地区まちづくりセンターを中心とする地域活動を推進するほか、地区間の交流を促進します。また、吉永北地区の鶴無ヶ淵神楽舞など、地域独自の伝統芸能を保全・継承するとともに、神戸地区の今宮火祭りなどの地域の祭事や体育祭、文化祭等の地区行事などの充実を図るため、次世代を担うリーダーの発掘・育成を推進します。
- ・ 高齢者をはじめ、地域の多様な世代の住民が集まり、憩いの場の創出を図るとともに、さまざまな地域活動を活発に行っていきます。

方針⑨ 観光交流の促進

- ・ 大淵笹場、今宮ふれあい公園をはじめとした地域資源を観光客や他地域との交流の場として活用するため、自然環境を活かした魅力的な里山づくりを推進します。
- ・ 観光交流を促進するため、地域住民と行政の協働により、富士山や愛鷹山、駿河湾の眺望景観をはじめとする北部地域ならではの景観資源を積極的にPRします。また、眺望点の保全とネットワーク化を図るため、展望台やウォーキングコース、案内看板等の整備を推進します。
- ・ 富士総合運動公園は、新東名高速道路新富士 IC に近接し、広域的な交通利便性が優れた立地であることから、総合体育館をはじめとした区域内に集積するスポーツ関連施設を効果的に活用し、市民の健康増進及びスポーツ交流・スポーツツーリズムを推進できる拠点の形成を図ります。
- ・ 富士山こどもの国、丸火自然公園周辺は、自然環境に恵まれた富士山麓に位置し、多方面からの交通アクセス等、広域的な利便性にも恵まれていることから、各世代共有のレクリエーション活動の場として、人と自然のふれあいを通じた拠点の形成を図ります。

目標5 既存工業地と農地との調和・共生により、活発な産業振興が図られたまち

方針⑩ 既存工業団地を中心とした工業環境の維持・集積

- ・ 富士山フロント工業団地周辺は、自然環境共生型業務地の拠点として、今後も周辺の自然環境との調和・共生に留意しながら地区計画により操業環境を確保するとともに、流通・生産機能の維持・向上や地域振興及び産業振興のための工場等の集積を図ります。

方針⑪ 農業環境の維持・向上と遊休農地等の有効活用

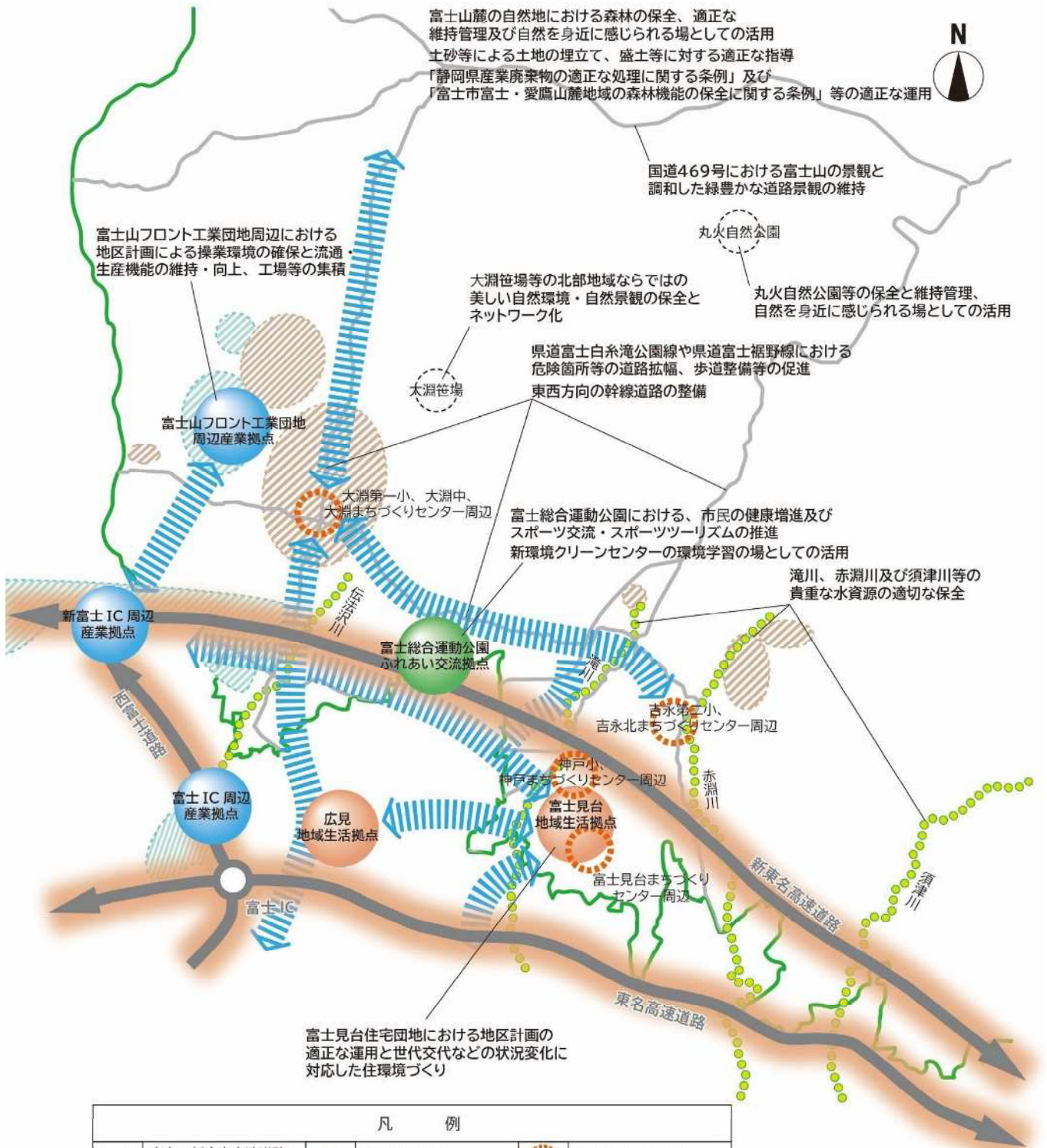
- ・ 地域の農業の維持・活力向上を図るため、農業者の経営基盤の強化を支援するとともに、農業協同組合や民間事業者等と連携して地域特産物の栽培や販売を促進します。また、地域のブランド化や新たな特産物の開発等による農業の振興を図ります。
- ・ 北部地域に広がる農地の保全と遊休農地や荒廃農地の増加を防止するため、県や農業関係団体等との連携により、農業の新たな担い手の確保・育成を図るとともに、農地の集積を推進するほか、市民農園や農業体験の場などとしての有効活用方策について検討します。

目標6 市内随一の緑豊かで美しい自然環境を守り、次世代に引き継ぐ、持続可能なまち

方針⑫ 自然環境の保全と有効活用

- ・ 貴重な自然資源であり、動物の生息地にもなっている富士山麓の自然地や丸火自然公園は、森林の保全と適正な維持管理を積極的に推進するとともに、市民が自然を身近に感じられる場として活用します。
- ・ 富士山麓の緑豊かな自然環境を保全するため、「静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」及び「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」等の適正な運用を図ります。
- ・ 滝川や赤淵川、須津川等の富士山麓から流れる河川や地下水など、貴重な水資源を適切に保全します。
- ・ 山林の持つ水がめとしての機能の維持・向上を図るとともに、生活に身近な緑地として次世代に引き継ぐため、森林の整備や里山づくりを推進します。
- ・ 大淵笹場や赤淵川の猿棚の滝など、北部地域ならではの美しい自然環境・自然景観を今後も保全するとともに、景勝地のネットワーク化を検討します。
- ・ 国道469号は、富士山の景観と調和した緑豊かな道路景観を維持します。
- ・ 新環境クリーンセンターを、環境学習の場として活用し、地域の環境啓発に努めます。

＜北部ブロックまちづくり方針図＞



凡 例			
←→	東名・新東名高速道路 西富士道路	●	地域生活拠点
—	主な幹線道路	●	産業拠点
—	地域界	●	ふれあい交流拠点
		●	自然環境共生型住宅地
		●	自然環境共生型業務地
		●	地域活動の中心地
		—	対流促進軸
		—	地域の骨格軸 (道路・公共交通)
		●	水・緑の軸
		○	地域・自然資源

6 南部ブロックまちづくり構想

6-1 地域の現状とまちづくりの課題

（1）地域の現状

①概況

南部ブロックは、富士駅北、富士北、富士駅南、田子浦、富士南の5地区で構成するブロックです。

東西方向に東海道本線及び東海道新幹線が通っている中、富士駅及び新富士駅等の駅が配置されているなど、本市及び広域の玄関口であることが大きな特徴です。

【土地利用】

- ・ 富士駅周辺、富士中部土地区画整理地内及び国道1号沿道には商業施設の立地が多くみられ、富士駅周辺においては、市街地再開発事業が進められています。
- ・ ブロック東側には大規模な工場、南西側には中小規模の工場が立地しています。
- ・ その他の地域は、主に住宅が立地していますが、一部、農地や工場との混在がみられます。また、新富士駅南側では、現在、土地区画整理事業を施行しています。

【交通】

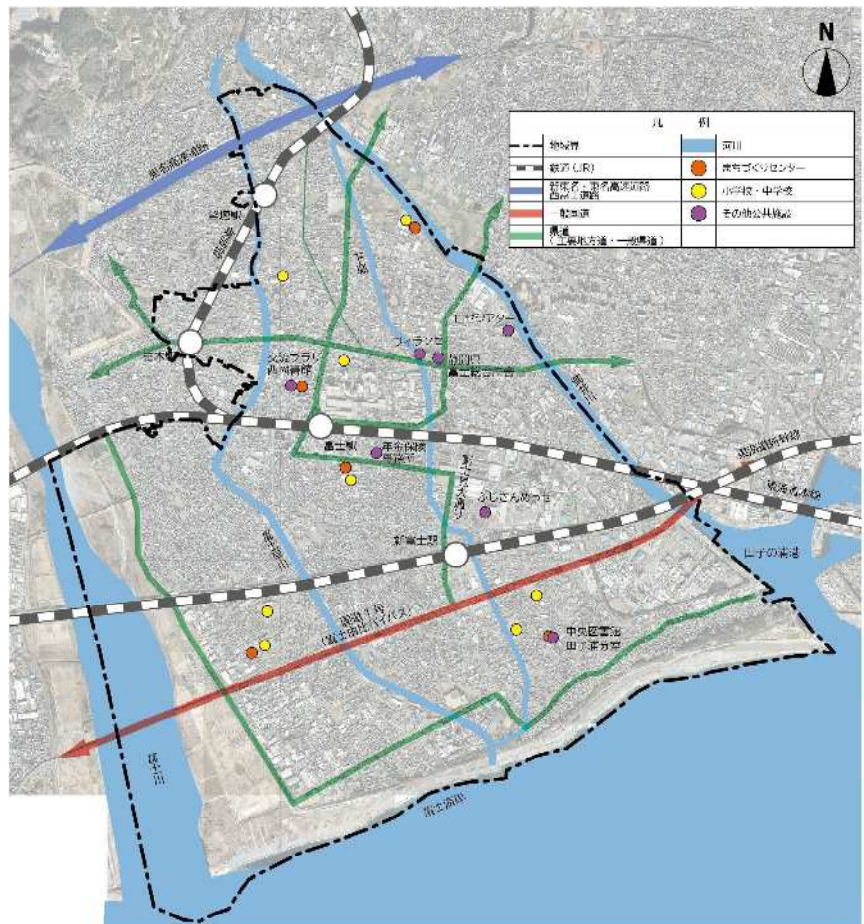
- ・ 鉄道は、東海道本線と身延線が富士駅で結節しています。また、東海道新幹線新富士駅が配置されていますが、富士駅とは接続しておらず、路線バスやタクシーなどによりアクセスしています。

- ・ 道路は、東西方向に国道1号及び青葉通り、南北方向に富士見大通りが通っていますが、これら幹線道路のうち、特に国道1号では朝夕に交通渋滞が発生しています。

【その他】

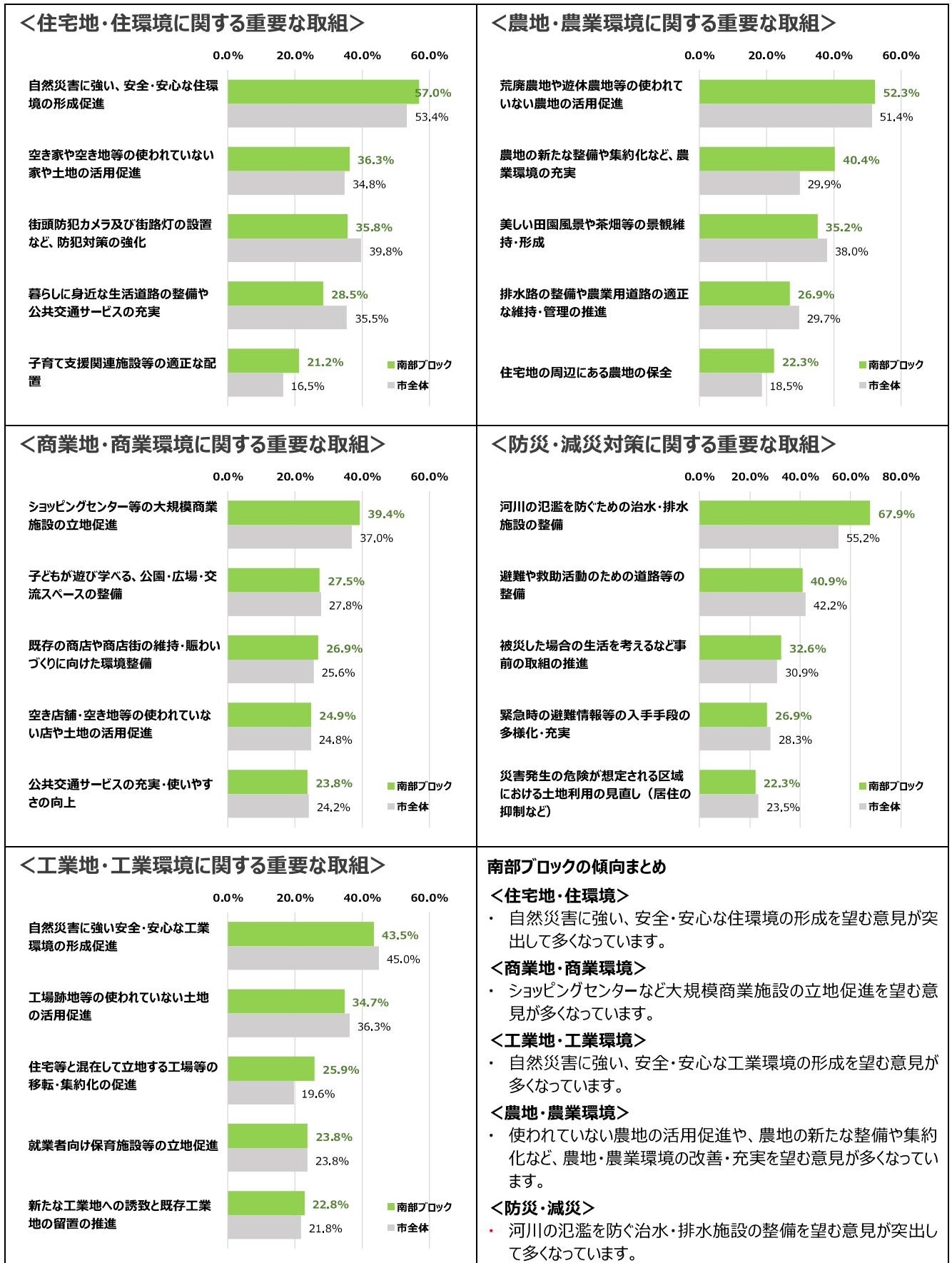
- ・ ブロック南側は駿河湾及び田子の浦港に面し、南西側は富士川、東側は潤井川が流れています。
- ・ 駿河湾の海岸線を走る防潮堤は、潮風を満喫しながら走る格好のジョギングコースとして、また、富士川左岸緑地は、スポーツやレクリエーションの場として市民に親しまれています。
- ・ 田子の浦港から富士川までの海岸線に防潮堤が配置されていることで、津波からの被害を軽減することができますが、一部の地域は、南海トラフ地震等による津波浸水想定区域に指定されています。

〈南部ブロック位置図〉



②まちづくりに関する地域住民の意向（市民意向調査より）

市民意向調査における「今後特に重要な取組（お住まいの地区やその周辺における、今後のまちづくりに重要なこと）」について上位5項目を抽出し、南部ブロックの傾向を整理しました。



（2）まちづくりの課題

「地域の現状」等を踏まえ、南部ブロックのまちづくりの課題を抽出するとともに、全体構想に即した6つの視点により整理しました。

居住 互いに支え合い、誰もが住みやすい市街地環境の確保

- ・ 良好な住環境の維持・向上と便利な市街地環境の創出
- ・ 生活に身近な公園など、住民の憩い・健康増進の場の維持と利用マナーの向上
- ・ 空き家の増加防止

移動 誰もが快適に移動できる交通利便性の向上

- ・ 富士駅と新富士駅を結ぶ交通ネットワークの強化
- ・ 安全性が高く、円滑に通行できる道路交通環境の創出
- ・ 利便性と安全性の高い公共交通体系の整備

安全 自然災害に強い安全・安心な体制環境の整備

- ・ 地震時の津波対策や大雨時の浸水・冠水対策など、自然災害への備えの充実
- ・ 自然災害に対する住民の防災意識の向上と民間事業者との連携
- ・ 防災上必要な市街地の整備

交流 多様な世代の交流による賑わい創出と地域コミュニティの活性化

- ・ 新富士駅周辺における市民・観光客に魅力的な施設の立地誘導
- ・ 富士駅周辺の賑わい創出と活力向上
- ・ 誰もが歩いて買い物ができる安全な商業地の形成

産業 商・工・住が共存する活気ある環境の維持・保全

- ・ 製紙・パルプなど地域に根差した地場産業の保全と良好な操業環境の創出
- ・ 事業を継続しやすい環境の整備

環境 住環境と自然が共存した良好な環境の確保

- ・ 富士海岸など、生活に身近な自然環境の保全
- ・ 富士川左岸緑地や田子の浦港などにおける、富士山の良好な眺望景観の活用

6-2 まちづくりの目標と方針

まちづくりの課題を踏まえ、南部ブロックのまちづくりの目標と方針を設定しました。



目標1 全世代に優しい、住みやすく住み続けたいと思えるまち

方針① 良好な住環境の形成・維持

- ・ 幹線道路の沿道後背に位置する住宅専用地は、現在の良好な住環境を維持します。また、住宅専用地のうち、道路等都市基盤が不足している地区においては、ゆとり・落ち着きのある住宅地に誘導するため、地区計画等のまちづくりルールの導入を促進します。
- ・ 「まちなか」に位置する、富士中部地区内の住宅専用地や新富士駅南地区内の一般住宅地では、生活の利便性と快適性を兼ね備えた、うるおいのある良好な住環境を維持・創出するため、地区計画の適正な運用を図ります。
- ・ その他の一般住宅地では、土地利用の混在による住環境の悪化を防止するため特別用途地区（特定規模集客施設制限地区）や高度地区の適正な運用を図るとともに、用途地域の変更や地区計画等のまちづくりルールの導入を検討します。
- ・ 人口減少や少子高齢化等に伴い増加傾向にある空き家については、民間団体等との連携により、周辺環境との調和に留意しながら、居住用に限定しない多様な利活用を促進します。
- ・ 地域住民の憩いと健康増進の場の創出・維持を図るため、生活に身近な、愛着のわく公園・広場を整備するとともに、子どもをはじめ誰もが安全で、安心して利用することができるよう、適切な維持管理に努めます。
- ・ 「まちなか」の産業振興や賑わいづくりのほか、地域コミュニティの維持・回復等を図るため、市街地再開発事業の推進や空き家等の既存ストックの活用によるまちなか居住を促進します。

方針② 生活に身近な商業環境の創出・維持

- ・ （都）国道1号バイパス線沿道や（都）桧新田松岡線沿道等については、交通利便性を活かした商業・業務施設が立地する沿道サービス地として利用し、周辺の住宅地等と調和した沿道環境の形成を図ります。

目標2 富士駅・新富士駅の交通結節機能が向上し、回遊性の高いまち

方針③ 安全・快適な歩行者・自転車空間の確保とネットワーク化

- ・生活道路や通学路の安全性と快適性を高めるため、道路の拡幅、交差点の改良及び歩行空間のバリアフリー化などを図り、高齢者・障害者をはじめ、誰もが安全で移動しやすい環境づくりを推進します。さらに、通行する自動車速度の抑制を図るため、住宅地や学校周辺等において「ゾーン30」等の制度を効果的に活用します。
- ・地域住民の憩いと健康増進の場の創出・維持を図るため、地区まちづくりセンター周辺などにおける安全な散歩コースの整備・改良を推進します。
- ・歩行者の安全・快適な道路交通環境を創出するため、回遊性の高い歩行者ネットワークの整備を推進します。
- ・市民が自転車を安全で快適に利用するため、自転車通行空間のネットワークを構築し、効果的、効率的に整備を推進します。

方針④ 富士駅及び新富士駅周辺の交通環境の向上と駅間の連携強化

- ・本市及び広域の玄関口である富士駅及び新富士駅については、公共交通、自動車、歩行者及び自転車などあらゆる交通の結節性を高めるため、駅前広場の整備・機能拡充及び維持管理など、状況に応じた取組を推進します。
- ・富士駅と新富士駅の連携を強化するとともに、「まちなか」の魅力向上を図るため、駅周辺をはじめとする地域内交通の円滑化や新たな公共交通ネットワークの整備を推進するほか、駅に連絡する都市計画道路の整備を推進します。
- ・（都）国道1号バイパス線については、地域内交通の円滑化を図るとともに、災害時の緊急輸送路や津波避難地として活用するため、高架化を促進します。



富士駅北口駅前広場

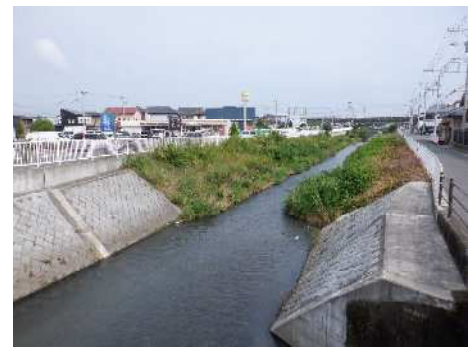
方針⑤ 便利で快適な公共交通環境の創出・維持

- ・買い物や通院、通勤・通学など、市民が安全・安心に利用でき、市外からの観光客等の移動利便性も高まるよう、路線バスやコミュニティバスなどは、利用需要に応じた路線数や運行頻度の最適化、ユニバーサルデザイン化など、サービス水準の向上を図ります。

目標3 防災の備えが充実し、住民も事業者も防災意識が高いまち

方針⑥ 自然災害や火災等に対する備えの充実

- ・ 富士海岸周辺では、高潮による被害を軽減するため、防潮堤の適正な維持管理に努めます。また、津波浸水想定区域において、住民等が安全かつ迅速に避難することができるよう、津波避難対策を推進します。
- ・ 台風や集中豪雨により発生する市街地の浸水被害や、元富士樋管等の閉塞による溢水を防止・軽減するため、上流域での水路の改修をはじめとする総合治水対策を推進します。
- ・ 台風や集中豪雨、地震等の災害時に安全かつ迅速に避難することができるよう、避難場所を適正に配置するとともに、地域住民で情報の共有を図ります。
- ・ 住宅密集地等において、ゆとりや落ち着きのある空間を創出するとともに、火災の延焼拡大の防止と消防車等の緊急車両の通行を確保するため、地区計画や「富士市狭あい道路の拡幅整備に関する条例」などの活用を推進します。
- ・ 火災時における初期消火活動を確実にこなせるよう、耐震性貯水槽の適正な維持管理に努めます。



富士早川

方針⑦ 防災・防犯意識の向上と民間事業者との連携

- ・ 地域で助け合い、安心して住めるまちにしていくために、専門家による防災講習会の開催や、地域・地区単位での防災計画の策定・改定などを行い、地域住民の防災意識の向上を図ります。
- ・ 災害時における避難場所等の確保を図るため、地域・地区と民間事業者との災害協定の締結を推進します。
- ・ 地域の安全性の向上のため、防犯カメラや防犯灯の設置など、犯罪が起きにくい環境づくりを推進します。

目標4

本市の玄関口を有する「まちなか」の魅力が高まり、多様な来街者との交流が活発なまち

方針⑧ 地域コミュニティの維持・強化

- ・ 地域コミュニティを維持・強化するため、地域イベントの充実について支援するとともに、「地域の課題は地域が解決する」という考えに基づき、課題解決型事業の促進を図ります。
- ・ 子どもや高齢者の交流を促進するため、まちづくり活動の拠点となる地区まちづくりセンターの機能維持を図るとともに、地域住民の交流の場となる公会堂の整備を支援します。

方針⑨ 様々な人が交流する駅周辺の顔づくり

- ・ 広域都市交流拠点である新富士駅周辺地区のうち、駅南地区については、土地区画整理事業の早期完了を目指すとともに、地区計画の適正な運用により、広域の玄関口にふさわしい都市機能の立地誘導を図ります。また、駅北地区については、駅前広場の整備により向上した交通結節機能を維持するとともに、アクセス性向上や道路ネットワークの強化を図るため、都市基盤の整備を推進します。
- ・ 都市生活・交流拠点である富士駅周辺地区では、老朽化した建築物の更新にあわせ、定住人口の増加と市民・観光客等の交流による賑わいの創出を図るため、再開発事業を促進するとともに、地区計画等のまちづくりルール of 適正な運用を図ります。
- ・ 商店街等への自家用車での来街にも配慮するため、駐車場の適切な維持管理を図ります。
- ・ 富士駅周辺の商業地では、新たな産業の進出・立地による土地の有効利用と「まちなか」の付加価値の向上を図るため、民間事業者等を対象としたソフト支援策の充実・拡充に取り組みます。
- ・ 富士駅周辺において、公共用地等の有効活用により、居心地が良く歩きたくなるまちなか（まちなかウォークアブル）づくりに取り組み、官民協働により、ゆとりと賑わいの創出を図ります。



エキキタテラス

方針⑩ 観光・レクリエーション交流の促進

- ・ 観光客等来街者の増加を図るため、世界文化遺産である富士山のPRや商店街・名所マップの作成、観光客等の受け入れ施設の維持管理に努めます。
- ・ 富士川左岸緑地は、スポーツ・レクリエーション等の観光交流・憩いの場として効率的かつ合理的に活用するため、スポーツ施設の再整備を推進するとともに、適正な維持管理に努めます。
- ・ 富士山の良好な眺望が得られる田子の浦港では、漁協食堂やふじのくに田子の浦みなと公園等を活用し、地域と連携した賑わいの創出を図ります。

目標5 地域経済を牽引する商業・工業等の地場産業と共に歩み続けるまち

方針⑪ 「まちなか」における賑わいの創出

- ・ 商店街及び「まちなか」の賑わいを創出するため、「まちなか」全体が連動したイベント等を開催し、商業環境の活性化を図ります。

方針⑫ 良好な操業環境の維持

- ・ 田子の浦港や富士駅周辺などの工業地は、地域に根差した既存工業地として、周辺の自然環境や住環境に配慮しながら、操業環境の維持に努めます。
- ・ 移転や撤退等に伴う工場跡地については、引き続き工場等を誘致し、地域の産業活力の創出を図ります。

方針⑬ 多面的機能を有する生活に身近な農地の保全・活用

- ・ 住宅地に介在する生活に身近な農地は、農業生産機能のほか、ゆとり・うるおいをもたらす景観の創出や雨水の流出抑制等の多面的機能を有していることから、地域の実状や特性を踏まえながら、保全・活用を図ります。

目標6 田子の浦港や潤井川をはじめとしたうるおいのある水辺環境と富士山の眺望が守られたまち

方針⑭ 富士海岸の水辺環境の保全

- ・ 駿河湾に面する富士海岸は、良好な水辺環境を有しているため、維持・保全を図るとともに、憩いの場としての活用を推進します。

方針⑮ 富士山の眺望景観の保全と活用

- ・ 田子の浦港や潤井川は、地域住民や市民のジョギング、散歩など身近な憩い・健康増進の場として活用するため、富士山の良好な眺望景観と恵まれた自然環境を活かした遊歩道等の整備と適正な維持管理に努めます。
- ・ ふじのくに田子の浦みなと公園など、富士山の良好な眺望点を積極的にPRするとともに、富士山を望める公園や遊歩道の適切な維持管理に努めます。
- ・ 富士山の眺望と調和した道路景観の形成を図るため、景観形成型広告整備地区の規制に基づき、富士見大通り沿い等の屋外広告物に対し適正な規制・誘導を図ります。

7 西部ブロックまちづくり構想

7-1 地域の現状とまちづくりの課題

（1）地域の現状

①概況

西部ブロックは、岩松、岩松北、富士川、松野の4地区で構成するブロックです。

中央を流れる富士川の恵みを受容するとともに、その歴史を辿ると、氾濫を乗り越え、富士川とともに発展してきたことが大きな特徴です。

【土地利用】

- ・ブロック西側は、富士川沿いを中心に住宅や工場等が立地し、その背後地は、みかん畑を主とした農地が広がり、野田山等の山々が連なっています。また、松野地区は、大規模な住宅団地や集落地による豊かな住居地域となっています。
- ・ブロック東側は、住宅を主とした土地利用がされています。また、その北側には岩本山を有し、丘陵地に茶畑等の農地が広がっています。

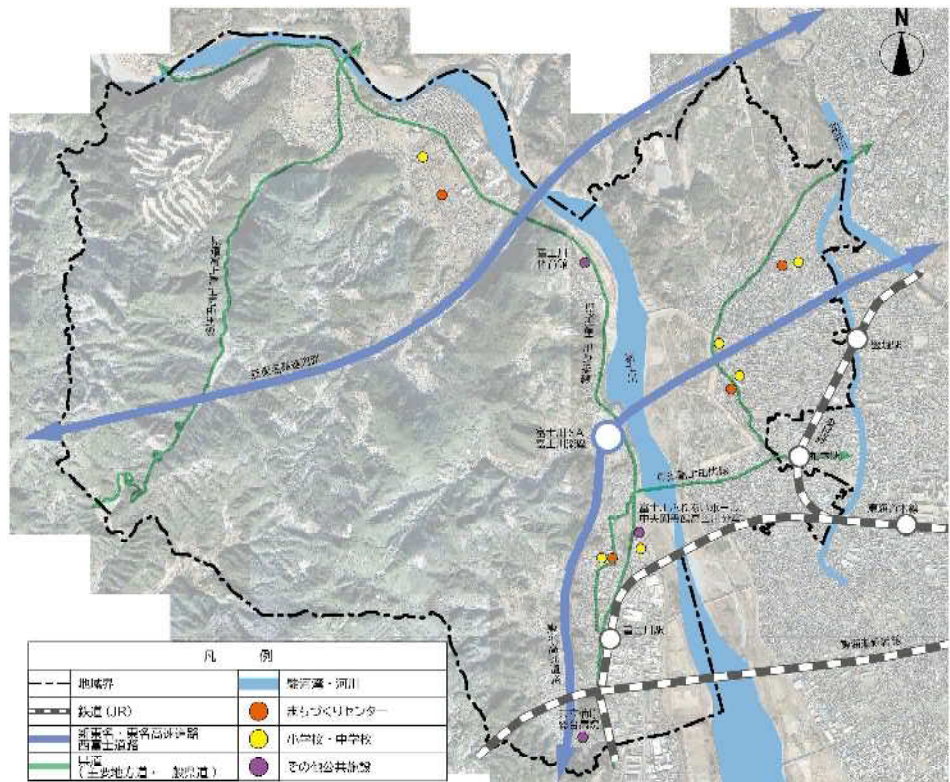
【交通】

- ・鉄道は、ブロック南側に東海道本線が通っており、富士川駅が配置されています。また、ブロック東側には身延線が通っています。
- ・道路は、東名高速道路及び新東名高速道路が通っており、東名高速道路富士川 SA にはスマート IC が設置されています。
- ・東西方向には、富士川を横断する唯一の一般道であった県道富士由比線に加えて、富士川かりがね橋が開通したことにより、ダブルネットワークが形成され、交通の分散が図られています。

【その他】

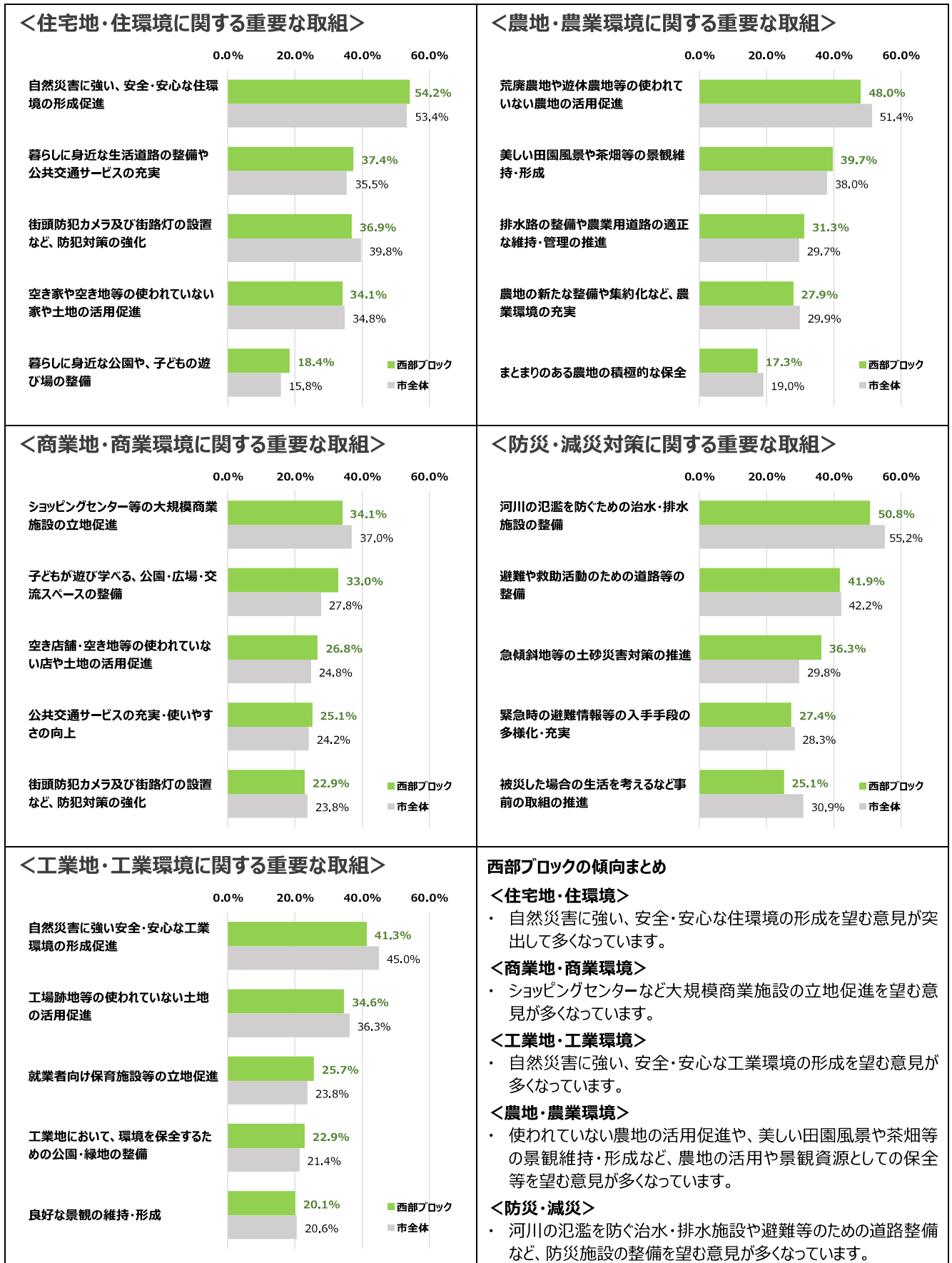
- ・西部ブロックは、旧東海道と身延道の結節点にあり、古谿荘等の歴史・文化資源が豊富です。さらに近年は、富士川 SA に整備された道の駅富士川楽座にも多くの人々が訪れています。
- ・岩本山は、富士山・伊豆・駿河湾が一望できるパノラマ景観などが素晴らしく、市民や市外からの観光客のレクリエーションの場となっています。

〈西部ブロック位置図〉



②まちづくりに関する地域住民の意向（市民意向調査より）

市民意向調査における「今後特に重要な取組（お住まいの地区やその周辺における、今後のまちづくりに重要なこと）」について上位5項目を抽出し、西部ブロックの傾向を整理しました。



（2）まちづくりの課題

「地域の現状」等を踏まえ、西部ブロックのまちづくりの課題を抽出するとともに、全体構想に即した6つの視点により整理しました。

居住 子どもから高齢者まで、誰もが住みやすいと感じる住環境の確保

- ・ 良好な住環境の維持と生活に身近な公園等の充実
- ・ 商業施設やサービス施設など、生活利便施設の立地誘導
- ・ 管理不全な空き家の増加防止と、地域活力の向上に寄与する利活用

移動 安全で利便性の高い交通環境の充実

- ・ 富士川を挟んだ岩松・岩松北地区と富士川・松野地区の連携強化
- ・ 幹線道路の自動車交通の円滑性と歩行者交通の安全性の向上
- ・ 富士川駅の安全性と利便性の向上
- ・ 誰もが安全・安心・便利に利用できる公共交通体系の構築

安全 自然災害への対策強化と防災意識の醸成

- ・ 富士川をはじめとした、地域内河川の大雨時の氾濫防止
- ・ 地域住民の防災意識の高揚

交流 様々な世代が関わる交流の機会と場の創出

- ・ 地域住民の憩い・交流の場の創出
- ・ 岩本山やかりがね堤、實相寺などの地域資源を活用した観光交流の促進

産業 地域特性に応じた産業環境の活性化

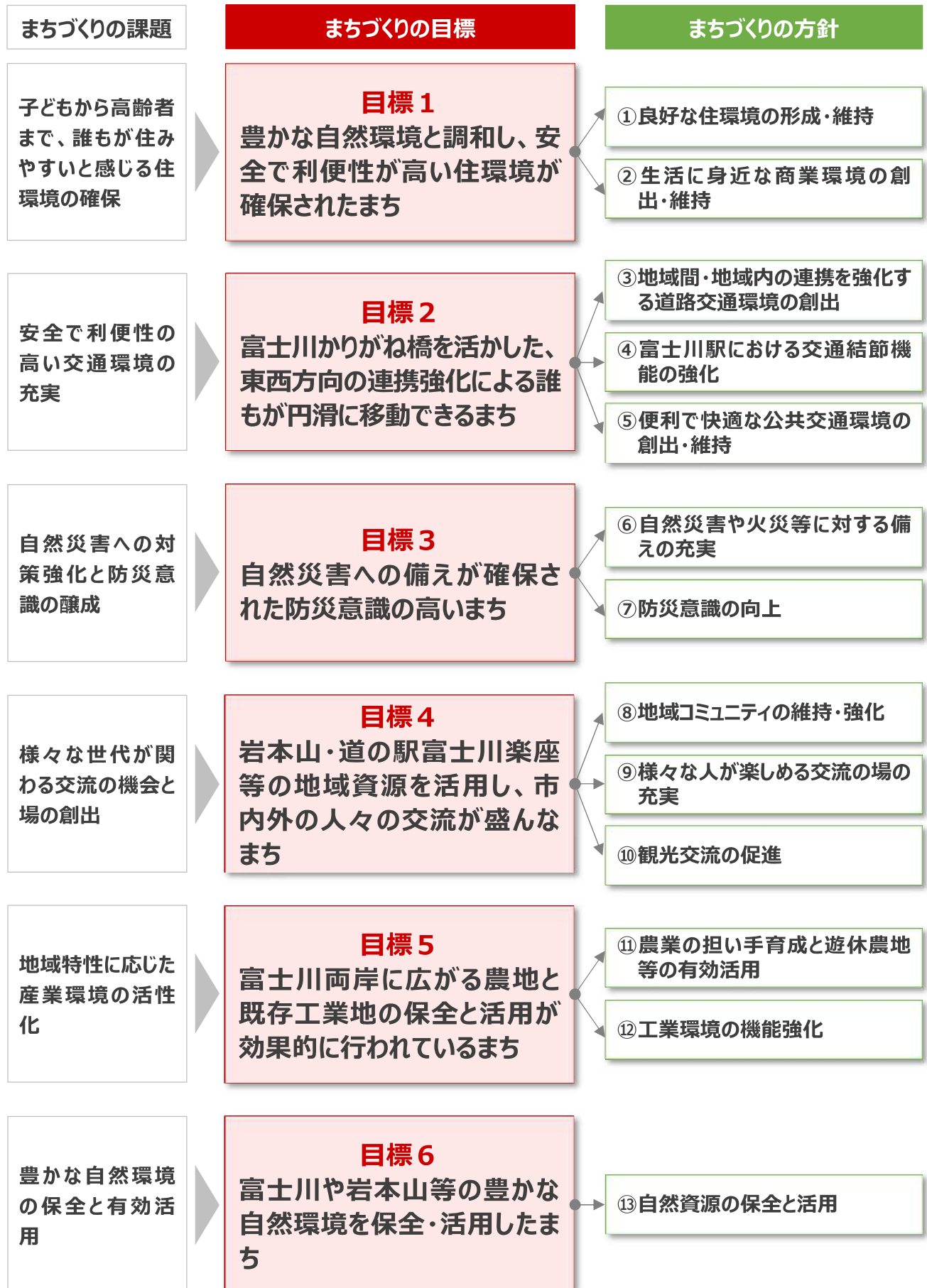
- ・ 優良農地の保全と農業の担い手確保、遊休農地の増加防止
- ・ 地域に立地している工場等の維持

環境 豊かな自然環境の保全と有効活用

- ・ 富士川や岩本山、かりがね堤、富士川 SA などからの富士山の良好な眺望景観の保全・活用
- ・ 歴史・文化資源の保全と活用

7-2 まちづくりの目標と方針

まちづくりの課題を踏まえ、西部ブロックのまちづくりの目標と方針を設定しました。



目標1 豊かな自然環境と調和し、安全で利便性が高い住環境が確保されたまち

方針① 良好な住環境の形成・維持

- ・ 中野台団地や、幹線道路の沿道後背に位置する住宅専用地は、現在の良好な住環境を維持します。また、住宅専用地のうち、道路等都市基盤が不足している地区においては、ゆとり・落ち着いたある住宅地に誘導するため、地区計画等のまちづくりルールの導入を促進します。
- ・ その他の一般住宅地では、土地利用の混在による住環境の悪化を防止するため、特別用途地区（特定規模集客施設制限地区）や高度地区の適正な運用を図るとともに、用途地域の変更や地区計画の導入などを検討します。
- ・ 松野地区に見られる既存集落地や、計画的に開発された住宅地などにおいては、自然環境共生型住宅地として、今後も周辺の自然環境との調和・共生に留意しながら、良好な住環境を維持します。
- ・ 地域住民の憩いの場となる、生活に身近な公園の整備や適切な維持管理を図ります。
- ・ 人口減少や少子高齢化等に伴い増加傾向にある空き家については、民間団体等との連携により、周辺環境との調和に留意しながら、居住用に限定しない多様な利活用を促進します。

方針② 生活に身近な商業環境の創出・維持

- ・ 地域生活拠点である富士川駅周辺の商業地においては、生活に身近な商業地として維持するため、地域住民の生活利便性を高める商業・サービス施設の立地誘導を図ります。

目標2

富士川かりがね橋を活かした、東西方向の連携強化による誰もが円滑に移動できるまち

方針③ 地域間・地域内の連携を強化する道路交通環境の創出

- ・（都）富士川雁堤線（富士川かりがね橋）の開通効果を活かし、岩松・岩松北地区と富士川・松野地区の連携の強化及び地域間交流の促進を図ります。
- ・（都）富士川雁堤線（富士川かりがね橋）に接続する（都）五味島岩本線や（都）柚木岩本線等の幹線道路の整備を推進します。
- ・ 児童・生徒、高齢者等が、徒歩や自転車等で安全・安心に通行できるよう、通学路や生活道路等の狭あい区間の拡幅や信号機・街灯の設置のほか、通過交通の速度抑制など、交通安全対策を推進します。



富士川かりがね橋

方針④ 富士川駅における交通結節機能の強化

- ・ 地域の玄関口である富士川駅については、駅へのアクセス性と他の交通機関への乗り継ぎ利便性、また利用者の安全性の向上を図るため、駅舎、駐車場等のバリアフリー化及び駅前広場の整備を推進します。

方針⑤ 便利で快適な公共交通環境の創出・維持

- ・ 高齢者に加え、高校生など若者の公共交通の利用促進を図るため、路線バスやコミュニティバスについては、利用需要に応じた路線数及び運行頻度の最適化を図ります。
- ・ 路線バスの利用困難地区において、地域住民の足を確保するためのコミュニティバスやデマンドタクシーについて、利用意向や利用実態に応じた運行内容の充実を図ります。

目標3 自然災害への備えが確保された防災意識の高いまち

方針⑥ 自然災害や火災等に対する備えの充実

- ・ 山林の持つ水がめとしての機能の維持・向上を図るため、森林の整備を推進します。
- ・ 大雨や地震による富士川の氾濫を防止するため、堤防の強化や堤外地の適正な維持管理に努めます。
- ・ 火災の延焼拡大の防止と、消防車等の緊急車両の通行を確保するため、地区計画や「富士市狭あい道路の拡幅整備に関する条例」などの活用を推進します。
- ・ 火災時における初期消火活動を確実にできるよう、耐震性貯水槽の適正な維持管理に努めます。
- ・ 大規模災害時において、人命救助活動や物資輸送等復旧活動を支援するため、緊急輸送路の整備を推進します。

方針⑦ 防災意識の向上

- ・ 実効性のある防災訓練などを通して自主防災組織の強化を図るとともに、各家庭及び自主防災会における備蓄食料や飲料水を確保するなど、住民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。
- ・ 土砂災害警戒区域等に指定されている区域では、警戒避難体制の充実を図ります。

目標4

岩本山・道の駅富士川楽座等の地域資源を活用し、
市内外の人々の交流が盛んなまち

方針⑧ 地域コミュニティの維持・強化

- ・ 富士川の両岸に位置する岩松・岩松北地区と富士川・松野地区の交流を促進するとともに、地域コミュニティを維持・強化するため、地域イベントへの支援や、「地域の課題は地域が解決する」という考えに基づき、課題解決型事業の促進を図ります。
- ・ 富士山の良好な眺望が得られる富士川右岸緑地及び富士川河川敷憩いの広場は、地域住民をはじめ、多様な世代の市民が楽しめるスポーツ・レクリエーション等の観光交流・憩いの場として活用するため、スポーツ施設の整備を推進します。
- ・ まちづくり活動の拠点となる地区まちづくりセンターの機能維持を図るとともに、地域住民の交流の場となる公会堂の整備を支援します。

方針⑨ 様々な人が楽しめる交流の場の充実

- ・ 地域資源等を活用し、地域の交流・賑わいを創出するため、岩本山のふれあい交流拠点としての機能の維持・向上を図ります。
- ・ 緑豊かな自然環境を活かし、小・中学生等を対象とした自然・農業体験学習の場づくりを促進します。

方針⑩ 観光交流の促進

- ・ 地域の豊かな自然資源や歴史・文化資源の効果的なPRにより観光交流を促進するため、観光交流マップの作成や観光ガイドの育成等を図ります。
- ・ 地域住民や市民、観光客の交流を促進するため、富士川、かりがね堤、岩本山及び東名高速道路富士川 SA（道の駅富士川楽座）などの富士山眺望点や、實相寺といった由緒のある寺院、古谿荘、岩淵の一里塚及び身延道などの歴史・文化資源をネットワーク化する遊歩道やサイクリングコース等の整備を推進します。



道の駅富士川楽座

目標5

富士川両岸に広がる農地と既存工業地の保全と活用が効果的に行われているまち

方針⑪ 農業の担い手育成と遊休農地等の有効活用

- ・ 富士川両岸に広がる農地の保全と遊休農地や荒廃農地の増加を防止するため、農業の新たな担い手の確保・育成を図るとともに、民間の市民農園などの遊休農地や荒廃農地の有効活用方策について検討します。

方針⑫ 工業環境の機能強化

- ・ 岩松地区の東名高速道路周辺、富士川駅周辺及び松野地区の県道富士川身延線周辺の工業地は、地域に根差した既存工業地として、周辺の自然環境や住環境に配慮しながら、工業環境の機能強化を図ります。

目標6

富士川や岩本山等の豊かな自然環境を保全・活用したまち

方針⑬ 自然資源の保全と活用

- ・ 貴重な自然資源であり、動物の生息地にもなっているブロック西側の自然地は、森林の保全と適正な維持管理に努めるとともに、自然観察や里山体験等の場として活用します。
- ・ かりがね堤などの富士川河川敷については、地域住民や市民が交流する多目的な緑地空間として今後も保全と利活用を図り、四季折々の植物を楽しめる環境整備など良好な緑地景観を形成します。
- ・ 岩本山からの富士山の良好な眺望を確保するため、岩本山公園等において、樹木の適正な維持管理に努めます。
- ・ 野田山健康緑地公園については、公園内の施設やアクセス道路等の整備を推進します。



岩本山公園

8 北西部ブロックまちづくり構想

8-1 地域の現状とまちづくりの課題

（1）地域の現状

①概況

北西部ブロックは、鷹岡、広見、天間、丘の4地区で構成するブロックです。

身延線沿線及び県道富士富士宮線（大月線）沿道に形成された市街地と、広見住宅団地等の丘陵地に整備された新市街地及び富士山麓の農地が共存した地域であることが大きな特徴です。

【土地利用】

- ・ 県道富士富士宮線沿道に商業施設が立地しているとともに、潤井川左岸には製紙工場等が多く立地しています。
- ・ その他の地域は住宅を中心としつつも店舗、工場及び農地等が混在した土地利用が図られています。
- ・ 新東名高速道路新富士IC周辺では、土地区画整理事業が進んでおり、広域交通の利便性を活かした流通業務地が形成されつつあります。
- ・ 丘地区では、新たな住宅地開発が進み、人口が増加しています。

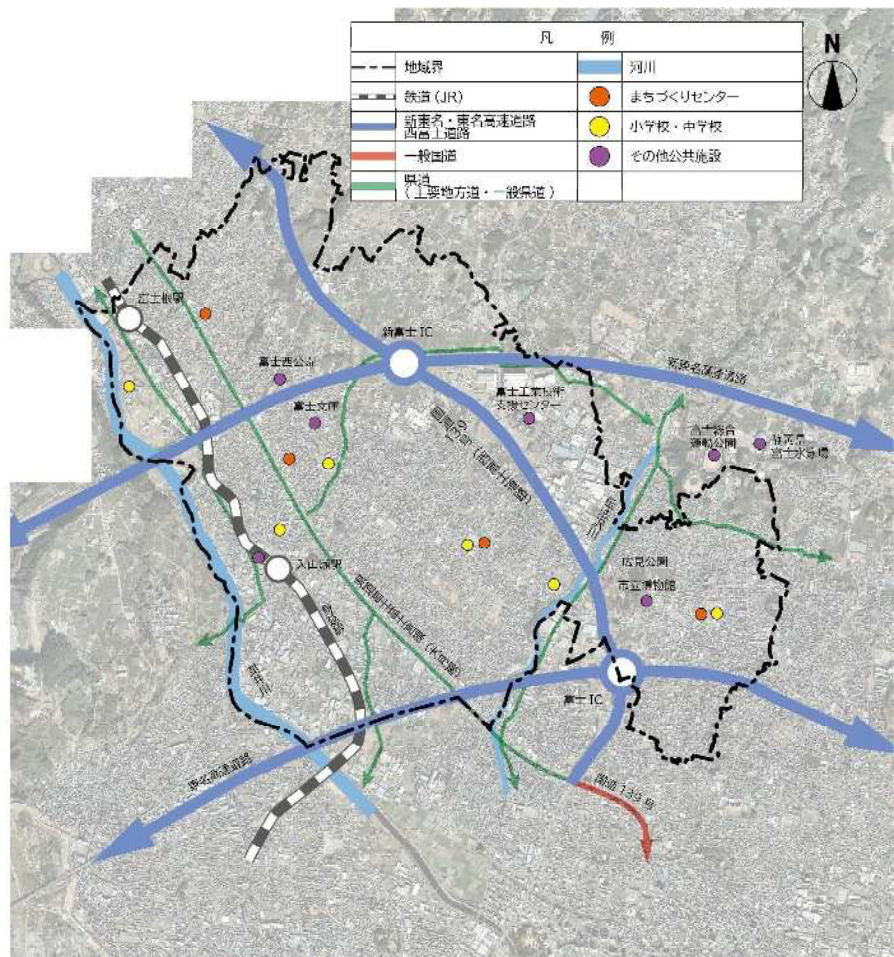
【交通】

- ・ 鉄道は、ブロック西側を身延線が通っており、入山瀬駅及び富士根駅が配置されています。
- ・ 道路は、ブロック中央を東西方向に新東名高速道路が通っており、新富士ICが設置されています。また、ブロック南側には東名高速道路、さらに、それらの高規格幹線道路と富士宮・山梨方面を連携する国道139号（西富士道路）や県道富士富士宮線が通っており、本市の自動車交通の要衝となっています。

【その他】

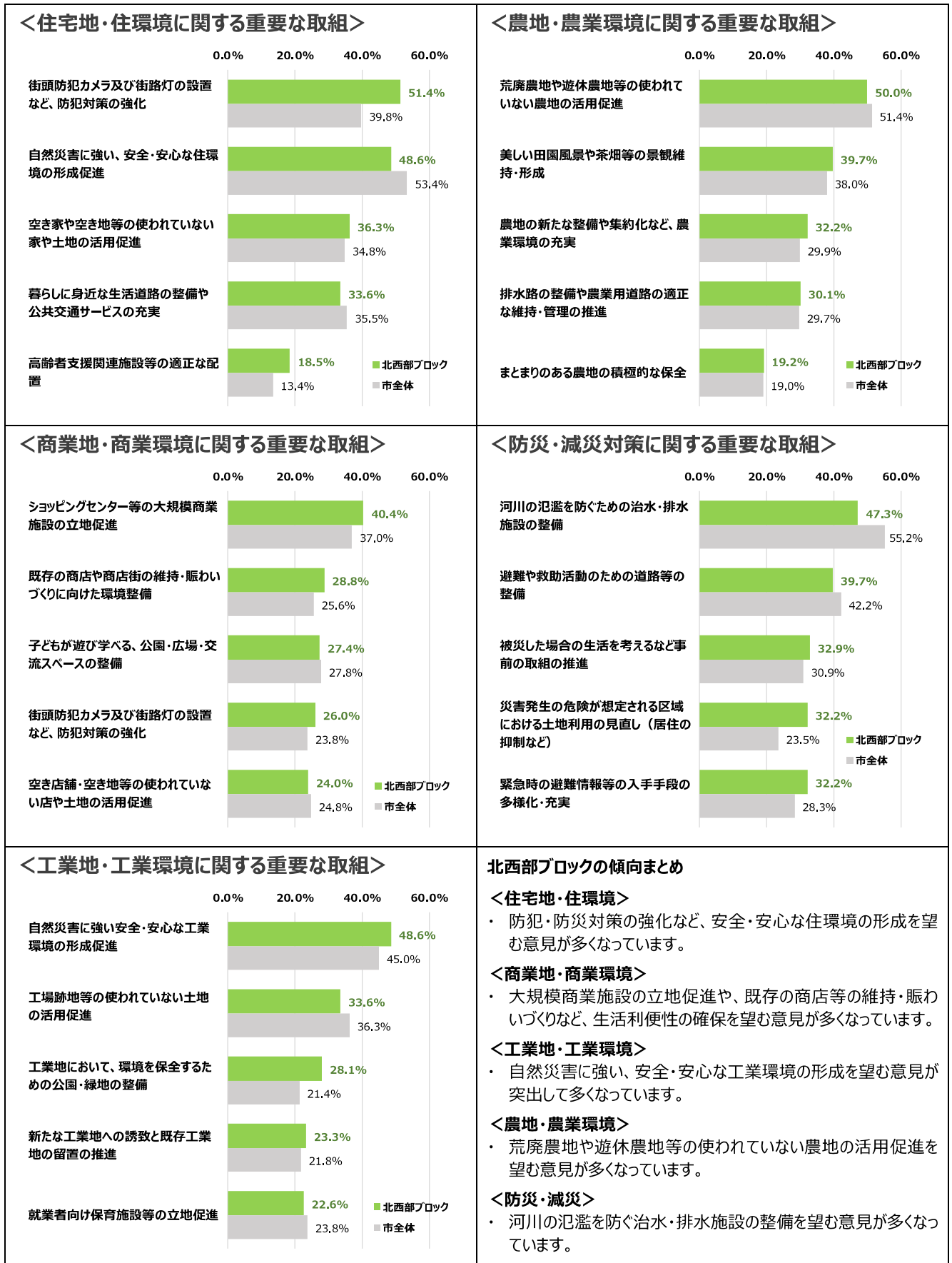
- ・ 古くから集落が形成され、歴史・文化資源も豊富です。また、明治時代には洋紙製造工場が鷹岡地区で創設されるなど、歴史や伝統のある郷土愛の強い地域です。
- ・ 広見公園、富士西公園及び厚原スポーツ公園等は、憩い・レクリエーションの場として市民に親しまれています。

〈北西部ブロック位置図〉



②まちづくりに関する地域住民の意向（市民意向調査より）

市民意向調査における「今後特に重要な取組（お住まいの地区やその周辺における、今後のまちづくりに重要なこと）」について上位5項目を抽出し、北西部ブロックの傾向を整理しました。



（2）まちづくりの課題

「地域の現状」等を踏まえ、北西部ブロックのまちづくりの課題を抽出するとともに、全体構想に即した6つの視点により整理しました。

居住 地域ぐるみで支え合う、質の高い居住環境の形成

- ・ 良好な住環境と生活に身近な商業地の維持・創出
- ・ 交通利便性を活かした沿道サービス地の形成
- ・ 空き家の増加防止

移動 将来にわたり誰もが安全・便利に移動できる交通基盤の強化

- ・ 地域住民や観光客が安全・安心・便利に利用できる公共交通ネットワークの構築
- ・ 交通結節点の機能向上及び周辺一帯の生活利便性の向上
- ・ 安全で円滑な交通環境の創出

安全 自然災害への不安を解消する防災・減災対策の充実と防犯活動の推進

- ・ 避難場所までの安全な避難経路の確保
- ・ 狭あい道路や行き止まり道路の解消
- ・ 防災・防犯意識の向上

交流 多面的な交流による地域内外の賑わいの創出

- ・ 地域住民が交流する場と機会の創出
- ・ 地域に残る自然、歴史・文化資源の観光面での活用

産業 流通産業と地場産業の共存による持続的な発展

- ・ 新富士 IC や富士 IC 周辺における工業・流通業務地の形成・維持
- ・ 自然・歴史資源の PR
- ・ 地場産業の維持・活性化

環境 環境美化への意識啓発と保全活動の推進

- ・ 潤井川をはじめとする、地域が誇る豊かな自然環境の保全
- ・ うるおいのある自然景観や富士山の良好な眺望景観の保全

8-2 まちづくりの目標と方針

まちづくりの課題を踏まえ、北西部ブロックのまちづくりの目標と方針を設定しました。



目標1 歴史と新しさが融合した住み心地の良いまち

方針① 良好な住環境の形成・維持

- ・ 幹線道路の沿道後背に位置する住宅専用地は、現在の良好な住環境を維持します。また、住宅専用地のうち、道路等都市基盤が不足している地区においては、ゆとり・落ち着きのある住宅地に誘導するため、地区計画等のまちづくりルールの導入を促進します。
- ・ 地域生活拠点である広見商店街周辺は、生活の利便性と快適性を兼ね備えた、魅力ある住宅地を維持するため、地区計画の適正な運用を図ります。
- ・ その他の一般住宅地では、土地利用の混在等による住環境の悪化を防止するため、高度地区の適正な運用を図るとともに、用途地域の変更や地区計画等のまちづくりルールの導入を検討します。
- ・ 地域住民の憩いの場となる、富士西公園をはじめとした、生活に密着し安心して利用できる公園の整備と維持管理を図ります。
- ・ 人口減少や少子高齢化等に伴い増加傾向にある空き家については、民間団体等との連携により、周辺環境との調和に留意しながら、居住用に限定しない多様な利活用を促進します。



富士西公園

方針② 生活に身近な商業環境の創出・維持

- ・ 地域生活拠点である広見商店街は、周辺環境と調和した、ゆとりと潤いのある商店街として維持するため、地区計画の適正な運用を図ります。
- ・ 入山瀬駅周辺の商業地は、地域生活拠点として周辺住宅地の生活利便性に寄与する商業環境の維持を図るため、地区計画等のまちづくりルールの導入を検討します。
- ・ （都）吉原大月線沿道等については、交通利便性を活かした商業・業務施設が立地する沿道サービス地として利用し、周辺の住宅地等と調和した沿道環境の形成を図ります。

目標2 鉄道と道路交通網が連携した、スムーズに移動できるまち

方針③ 幹線道路の整備推進

- ・ 北西部地域の自動車交通の円滑性と安全性を高めるため、（都）左富士臨港線や（都）本市場大淵線などの幹線道路の計画的な整備を推進します。
- ・ 広見IC オフランプの複車線化等を進めている西富士道路については、広域的な主要幹線道路として、新ICの設置など更なる機能強化を図ります。

方針④ 安全で快適な歩行者・自転車空間の確保とネットワーク化

- ・ 児童・生徒、高齢者等が、徒歩や自転車等で安全・安心に通行できるよう、通学路や生活道路等の狭あい区間の拡幅や信号機・街灯の設置、歩行の安全性の確保のほか、通過交通の速度抑制など、交通安全対策を推進します。

方針⑤ 交通結節点の機能強化と便利で快適な公共交通環境の創出・維持

- ・ 地域の玄関口の一つである富士根駅については、駅へのアクセス性と他の交通機関への乗り継ぎ利便性、また利用者の安全性の向上を図るため、駅の利用状況を踏まえながら、駅前広場の整備を検討します。
- ・ 入山瀬駅は、地域生活拠点として、駅へのアクセス性と他の交通機関への乗り継ぎ利便性の向上を図るため、交通結節機能の強化を図ります。
- ・ 地域住民の日常の足や、観光客等の移動の足を確保し、交通環境の円滑性を高めるため、福祉と分野横断的に連携したコミュニティバス等の公共交通体系の整備を推進するとともに、利用需要に応じた路線数や運行頻度の最適化を図ります。



入山瀬駅

目標3 ハード・ソフトの両面から防災対策が確立したまち

方針⑥ 自然災害や火災等に対する備えの充実

- ・ 台風や集中豪雨、地震等の災害時に安全かつ迅速に避難することができるよう、避難場所を適正に配置するとともに、地域住民で情報の共有を図ります。
- ・ 火災の延焼拡大の防止と、消防車等の緊急車両の通行を確保するため、地区計画や「富士市狭あい道路の拡幅整備に関する条例」などの活用を推進します。
- ・ 火災時における初期消火活動を確実に実行できるよう、耐震性貯水槽の適正な維持管理に努めます。

方針⑦ 防災・防犯意識の向上

- ・ 防災訓練などを通して自主防災組織の強化を図るとともに、各家庭及び自主防災組織における備蓄食料や飲料水を確保するなど、住民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。
- ・ 土砂災害警戒区域等に指定されている区域では、警戒避難体制の充実を図ります。また、浸水想定区域では、ハザードマップを活用した避難の方法を周知します。
- ・ 富士山の火山災害に対する知識の啓発と避難行動についての周知を図ります。
- ・ 地域の安全性向上のため、防犯カメラや防犯灯の設置など、犯罪が起きにくい環境づくりを支援します。

目標4 子どもから高齢者、地域住民から観光客までが集う賑わいに溢れたまち

方針⑧ 地域コミュニティの維持・強化

- ・ 地域コミュニティを維持・強化するため、地域イベントの充実について支援するとともに、「地域の課題は地域が解決する」という考えに基づき、課題解決型事業の促進を図ります。

方針⑨ 地域交流の場の整備と活用

- ・ まちづくり活動の拠点となる地区まちづくりセンターの機能維持を図るとともに、地域住民の交流の場となる公会堂の整備を支援します。
- ・ 富士市の歴史・文化・伝統に触れ、ふるさとの価値を認識できる広見公園は、地域住民をはじめ多くの市民が交流する総合公園としての機能を高めるため、再整備を推進します。
- ・ 富士山を背景としたゆるやかな斜面地と、新東名高速道路の高架下空間からなる富士西公園は、地域住民等が利用する多様なレクリエーション・憩いの場として、適正な維持管理を図ります。



広見公園

方針⑩ 観光資源のネットワーク化と観光交流の促進

- ・ 地域資源を活用した観光交流の促進を図るため、潤井川における富士山の眺望点等の整備を推進するとともに、多様なイベントの場として活用します。
- ・ 地域住民や観光客の交流を促進するため、広見公園、厚原スポーツ公園、龍巖淵、曾我八幡宮及び天間沢遺跡公園等の地域資源を効果的に PR するとともに、これらをネットワーク化する遊歩道、サイクリングコース、案内看板及び駐車場等の整備を推進します。

目標5 広域交通利便性を活かし、流通産業と地場産業が調和した働きやすいまち

方針⑪ 工業・流通業務地における産業環境の維持・創出

- ・ 新富士 IC 周辺産業拠点に位置する流通業務地及び周辺の自然環境共生型業務地については、本市及び地域の魅力と付加価値を高める流通業務施設や、関連施設等の集積立地を促進し、地域のもつ優位性を活かした新市街地の形成を図ります。
- ・ 東名高速道路富士 IC 北側は、自然環境共生型業務地として、周辺の自然環境との調和・共生に留意しながら、広域的な交通利便性を有効活用した産業施設等の立地を図ります。

方針⑫ 地域ならではの地場産業の維持と活用

- ・ 洋紙製造発祥地という地域特性をまちづくりに活かすため、洋紙製造の歴史を後世に残す取組等を推進します。
- ・ 優良農地の保全と遊休農地や荒廃農地の増加を防止するため、県や農業関係団体等との協働により、農業の新たな担い手の確保・育成を図るとともに、農地の集積を推進します。

目標6 潤井川や曾我八幡宮等の豊かな地域資源を守り、継承していくまち

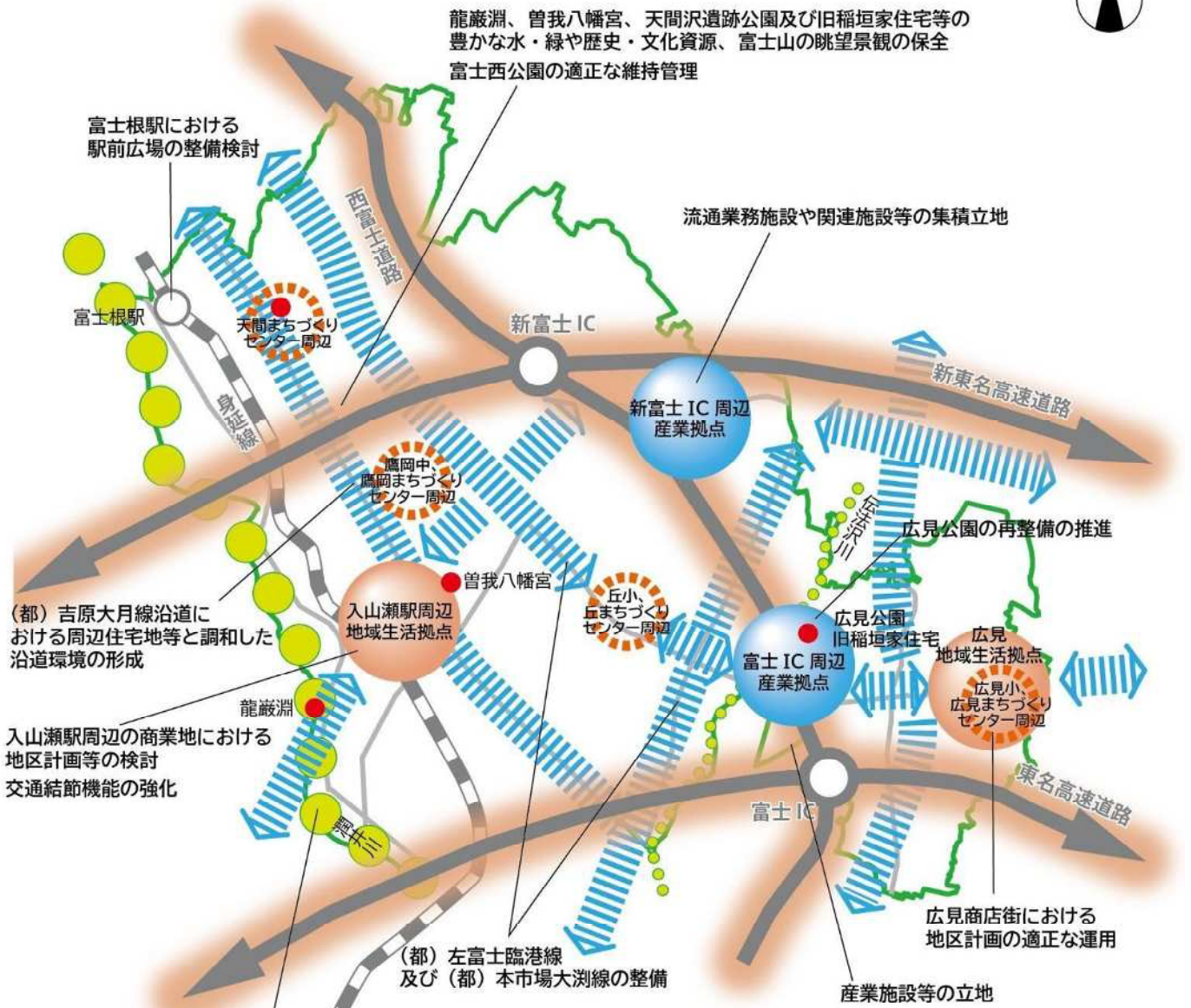
方針⑬ 潤井川等のうるおいのある水辺環境の保全

- ・ いやし・うるおいのある水辺環境を創出するため、潤井川等の豊かな自然環境と調和・共生した動植物の生息環境の保全を図ります。

方針⑭ 豊かな自然・歴史資源の PR と郷土愛の醸成

- ・ 地域の自然資源や歴史・文化資源の保全を図るため、ボランティア団体等による産業廃棄物等の不法投棄の監視や、リバーフレンドシップ制度の活用による河川や親水公園等の清掃活動を促進します。
- ・ 地域に存する貴重な自然資源や由緒ある歴史・文化資源を後世に継承するとともに、市内外に広く PR するため、地域住民等による郷土歴史講座の開催などを促進します。
- ・ 龍巖淵、曾我八幡宮、天間沢遺跡公園及び旧稲垣家住宅等が所在する広見公園ふるさと村歴史ゾーンなど、地域の豊かな水・緑や歴史・文化資源、また富士山の良好な眺望景観を保全します。

<北西部ブロックまちづくり方針図>



潤井川における富士山眺望点の整備及び多様なイベントの場としての活用
潤井川等の豊かな自然環境と調和・共生した動植物の生息環境の保全

凡 例	
	東名・新東名高速道路 西富士道路
	地域生活拠点
	主要な幹線道路
	産業拠点
	鉄道（JR）
	地域活動の中心地
	地域界
	対流促進軸
	地域の骨格軸 （道路・公共交通）
	水・緑の軸
	歴史・文化資源の保全

第5章

都市づくりの推進に向けて

- 1 ねらい・構成
- 2 都市づくりの基本的な進め方
- 3 将来都市像の実現に向けた施策の展開
- 4 都市づくりの担い手の考え方
- 5 都市計画マスタープランの進行管理・見直しの考え方

第5章

都市づくりの推進に向けて

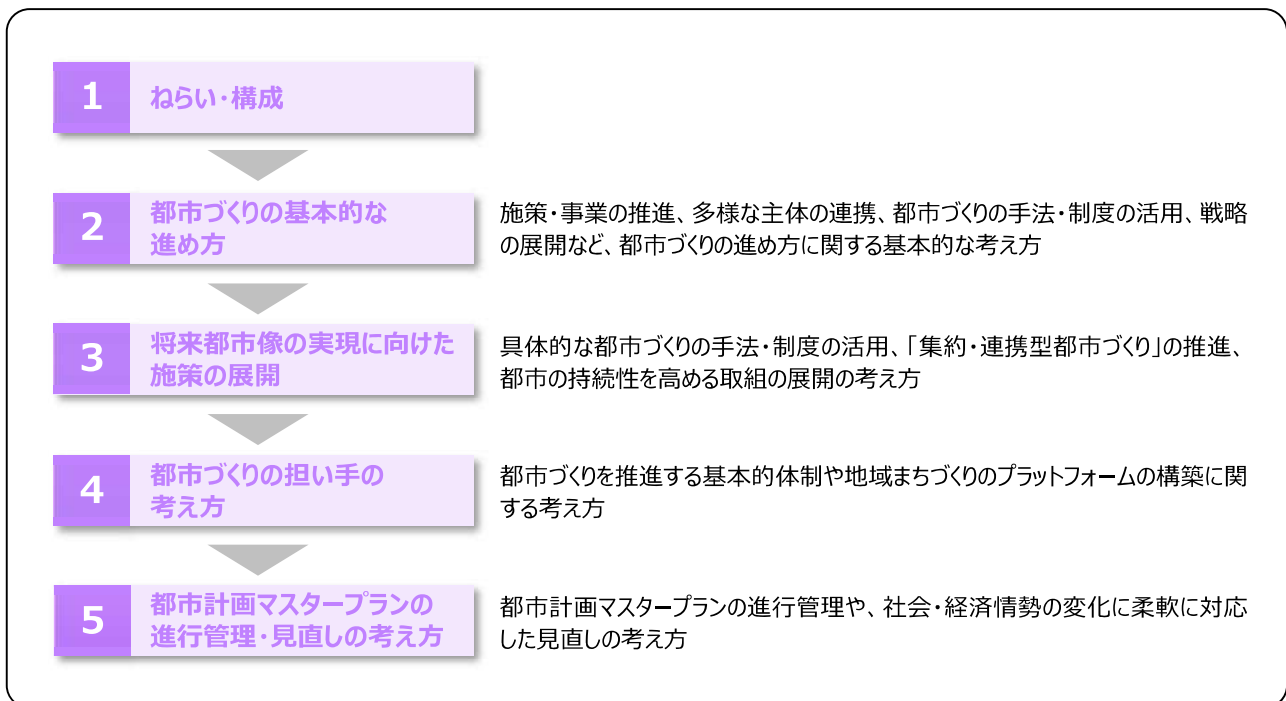
1 ねらい・構成

本章は、今後、本マスタープランに基づく都市づくりを推進する上で、都市づくりの担い手となるすべての人のガイドラインとして活用されることを目的として定めたものです。

具体的には、市民・事業者・行政等の担い手が果たすべき役割や、相互のパートナーシップによる協働の都市づくりの考え方、都市づくりを推進していくための体制や取組に関する基本的な考え方のほか、具体的な都市計画の手法や制度の活用方策についても示しています。

また、本マスタープランが都市づくりのガイドラインとして活用され、効率的かつ効果的な都市づくりが推進されるよう、進行管理や見直しなどについて、基本的な考え方を示しています。

（「都市づくりの推進に向けて」の構成と概要）

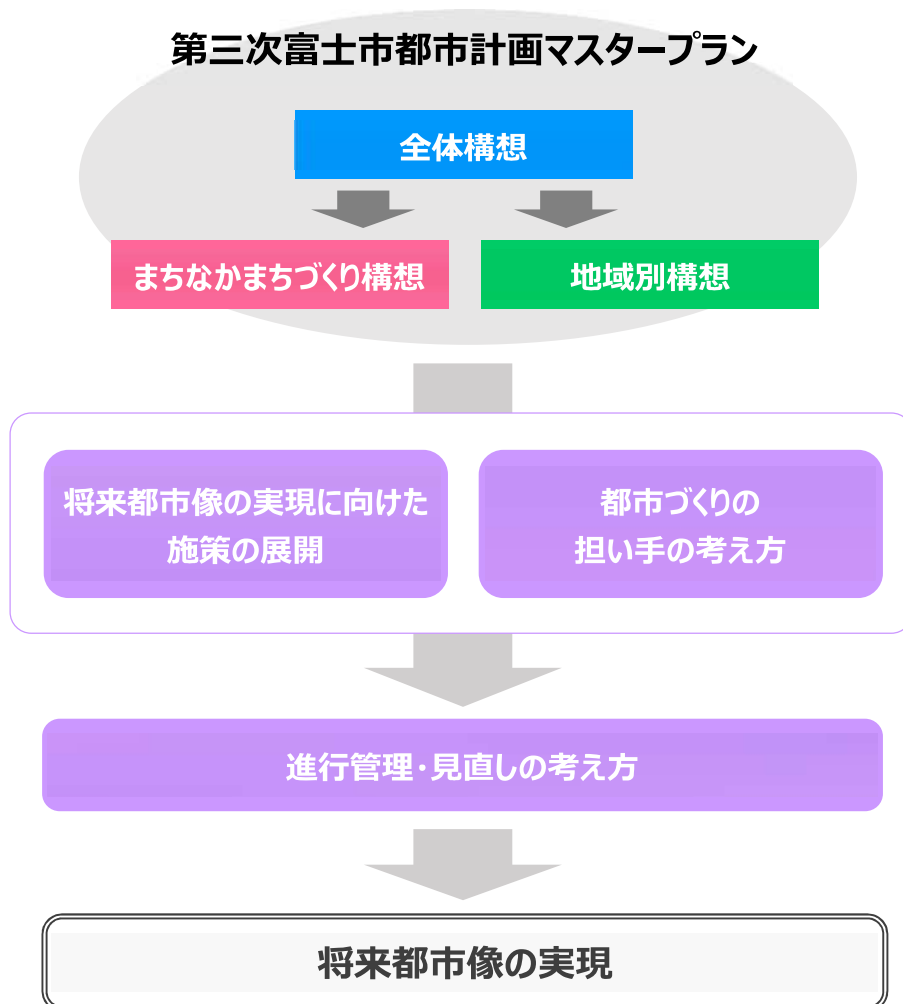


2 都市づくりの基本的な進め方

都市計画マスタープランは、多様な市民参画を経て策定された、目指すべき将来都市像を示すものです。

本マスタープランで示した、個性豊かで魅力的な都市づくりを円滑に進めていくためには、市民・事業者・行政をはじめとした地域の多様な主体が連携し、今後の都市づくりへの理解を深めるとともに、都市づくりの手法・制度の活用や都市の持続性を高める取組の展開により、新たな都市の魅力や地域の付加価値を共に創り上げていくことが必要です。

このことから、全体構想、まちなかまちづくり構想及び地域別構想の実現に向けて、関連する各個別計画に基づく施策・事業を着実に推進したうえで、都市計画事業の進捗や地域における取組の状況、都市を取り巻く社会・経済情勢の変化などを踏まえた検証を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、多角的な都市づくりを進めていきます。



都市づくりの基本的な進め方

3 将来都市像の実現に向けた施策の展開

3-1 都市づくりの手法・制度の活用

本マスタープランに掲げられた方針に基づく都市づくりを推進するため、都市計画法に基づく個別の都市づくりの手法・制度を積極的に活用していきます。

また、手法・制度の活用にあたっては、国や県のほか、富士宮市をはじめとする隣接市等と連携しながら、計画的・効率的に取り組んでいきます。

(1) 地域地区による規制・誘導

都市づくりの基本方針に基づき、土地の合理的な利用を図るため、用途地域等の地域地区の都市計画決定・変更により、適正な規制・誘導を図ります。

用途地域をはじめとする地域地区は、社会・経済情勢や土地利用・建築物立地状況の変化等を踏まえ、必要に応じて決定・変更を行います。

(2) 都市施設の計画的な整備

道路や公園、下水道等の都市施設は、都市の骨格を形成する役割を持つものであり、円滑な都市活動を支え、都市で生活する人々の利便性の向上や良好で安全・安心な都市環境を確保するため、都市計画の決定・変更を行います。

また、都市計画で定めた都市施設は、長期的な視点から計画的な整備を行うとともに、社会・経済情勢の変化や周辺土地利用及び整備状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(3) 市街地開発事業の推進

本市は、土地区画整理事業により市街地における都市基盤整備を積極的に推進してきた経緯があります。現在、新富士駅南地区、第二東名 IC 周辺地区が事業中であり、早期の完了を目指します。

また、富士駅周辺の「まちなか」では、老朽化した建築物の機能更新にあわせ、土地の高度利用と都市基盤の整備を一体的に行う再開発事業が計画されています。新たな都市機能の導入により「まちなか」での生活利便性の向上のほか、住環境整備により定住人口の増加が期待されています。

(4) 地区計画制度によるまちづくりの推進

地区計画は、地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりのルールについて定めるものであり、計画策定の段階から地区住民等の意向を十分に反映する必要があることから、住民参加のまちづくりを目指す最適な手法の一つです。

本市では、地区の特性や実状、また地区住民等の意向を十分に踏まえながら、今後も地区計画によるまちづくりを推進します。

（５）開発許可制度の適切な運用

開発許可制度は、無秩序な市街地の拡大や不良市街地の形成を防止するとともに、開発行為の適正な水準を確保するために設けられている制度であり、技術基準や立地基準など、開発に係る各種基準が定められています。

本市では区域区分（市街化区域・市街化調整区域の区分）を定めているため、市街化区域においては、1,000 m²以上の開発行為について開発許可制度を適用するとともに、市街化調整区域での開発行為には、立地基準などの適切な運用を図っていきます。

（６）都市計画提案制度の活用

都市計画提案制度は、平成 14（2002）年の都市計画法改正により創設されたまちづくりの仕組みであり、都市計画区域または準都市計画区域において、土地所有者やまちづくりを目的として設立された NPO 法人などが一定の条件を満たしたうえで、都市計画の決定・変更の提案をすることができる制度です。

本市では、平成 25（2013）年に制度を導入しており、協働による都市づくりを推進する有効な手段の一つとして、積極的な活用を図るため市民への周知に努めています。

（７）都市再生推進法人制度の導入

都市再生推進法人制度とは、まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、運営体制・人材等が整っている優良なまちづくり団体に公的な位置づけを与え、あわせて支援措置を講ずることにより、その積極的な活用を図る制度です。

「まちなか」の活性化はもとより、魅力向上につながる都市づくりを進めるためには、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担う民間事業者の能力を可能な限り活用することが必要であることから、本市では、都市再生推進法人制度の周知・活用を図るとともに、「まちなか」のエリアマネジメントに寄与する仕組みづくりを推進します。

（８）デジタル技術の活用

国が示したまちづくり DX の考え方は、基盤となるデータ整備やデジタル技術の活用により、まちづくりの在り方を変革することで、都市における新たな価値創出又は課題解決を図り、豊かな生活、多様な暮らし方・働き方を支える「人間中心のまちづくり」の実現を目指すものです。

本市では、令和 2（2020）年 8 月の「富士市デジタル変革宣言」において、進化するデジタル技術を最大限活用していくことを掲げており、都市計画の分野では、都市計画情報と 3D 都市モデルを一体的に整備し、都市構造や災害状況のシミュレーションにより都市計画の高度化や民間での利活用を図るほか、地域公共交通に ICT を広く活用し、MaaS の導入を推進するなど、スマートで持続可能な交通システムの構築を図ります。

3-2 「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略」等に基づく取組

本市では、人口減少時代における将来都市像の実現に向けた方策として、「立地適正化計画」及び「市街化調整区域の土地利用方針」により構成する「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略」を平成31（2019）年3月に策定しており、本マスタープランの策定にあわせて、令和6（2024）年3月に戦略の見直しを行いました。

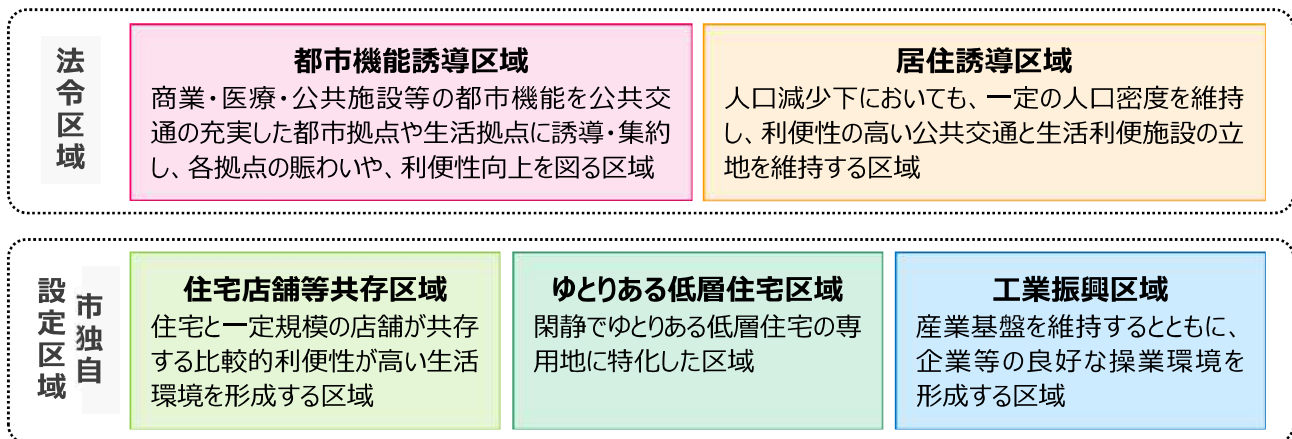
また、集約・連携型都市づくりの考え方において「立地適正化計画」と両輪の計画となる、「富士市地域公共交通計画」を令和3（2021）年3月に策定しました。

今後は、「第三次富士市都市計画マスタープラン」と「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略」及び「富士市地域公共交通計画」の連携を図りながら、まちなか・地域拠点に主要な都市機能や住居を集約し、公共交通のネットワークで連携させることで、人口が減少しても暮らしの質を維持していく集約・連携型都市づくりをさらに推進します。

（1）立地適正化計画

人口が減少しても暮らしの質の維持を図るとともに、多様な暮らしを実現するため、立地適正化計画において定めた5つの区域において、適切な都市づくりを推進します。

本市では、都市再生特別措置法に基づく2つの誘導区域（都市機能誘導区域・居住誘導区域）に加えて、多様な暮らし方の維持と産業基盤を維持する観点から、市独自の3つの区域（住宅店舗等共存区域・ゆとりある低層住宅区域・工業振興区域）を設定しています。



5つの区域の目指す姿

(2) 市街化調整区域の土地利用方針

本市の市街化調整区域の特性に応じた、きめ細かな土地利用を実現するため、市街化調整区域の土地利用方針で定めた考え方に基づき、適切な都市づくりを推進します。

また、方針では、地区計画制度を位置付けており、適用候補地区の現況に即した類型を設定し、周辺環境と調和した土地利用を図るとともに、地区が主体となって策定を進める必要があることから、機運を高めるための制度周知に努めます。

類 型	適用条件・土地利用の現状等
産業地開発型	既に工業団地が形成されている地区、または、今後、区域拡大などの開発計画が予定される地区
既存集落環境保全型	既存集落地が形成されているが、土地利用の整序、居住者のための住宅や便利施設の立地など、居住環境の保全・向上を図るべき地区
IC 周辺土地利用誘導型	高速道路 IC 周辺における高い開発需要がある地区
住宅団地環境保全型	計画的に開発・整備された既存住宅団地において、良好な居住環境の保全又は改善を図る必要がある地区

適用候補地区の類型

(3) 地域公共交通計画

立地適正化計画に基づく機能誘導を図りつつ、過度に自動車に依存せず移動できるバランスのとれた都市交通体系を実現するため、地域公共交通計画で定めた基本方針に基づき、「活かす」、「繋ぐ」、「支える」、「導く」の4つの視点から多様な公共交通施策を展開します。

視 点	目 標	公共交通施策
活かす	地域の実状に応じた多様な公共交通サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ○既存路線の維持・確保 ○コミュニティ交通の運行・導入 ○コミュニティ交通の利便性向上
繋ぐ	拠点・地域間の強固な連携によるネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ○乗継・乗換ポイントの機能強化 ○乗継・乗車抵抗の低減 ○観光とのコラボレーション
支える	みんなで支え・育て・守る意識の啓発・仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で支える体制・仕組みづくり ○みんなで支える当事者意識の醸成 ○交通と福祉の分野横断的な連携
導く	将来を見据えた新たな公共交通サービスの導入	<ul style="list-style-type: none"> ○運賃決済における利便性の向上 ○ICT を活用した利用環境の改善 ○新たなモビリティサービスの導入検討

公共交通施策の展開

3-3 都市の持続性を高める取組の展開

これまでに示した、都市づくりの手法・制度の活用及び富士市集約・連携型都市づくり推進戦略等に基づく取組に加え、新しい時代にふさわしい、また、持続可能な開発目標であるSDGsの達成に向けた、都市としての持続性を高める多様な取組について推進・検討していきます。

具体的には、「個性を磨く 持続可能な都市づくり」の考え方に沿った、「富士山とともに輝き 誰もが住みたい・住み続けたいと思える都市づくり」の実現に向け、継続的かつ効果的な取組を位置付けます。

この取組は、都市づくりの目標の視点である「居住」、「移動」、「安全」、「交流」、「産業」、「環境」のそれぞれをテーマとし、着実で多角的な実施により持続可能な都市づくりを進めていきます。



4 都市づくりの担い手の考え方

4-1 都市づくりを推進する基本的体制【協働】

都市づくりの担い手は、主に市民、事業者、行政に分類されます。ここでは、「協働の都市づくり」を推進するための担い手に求められる役割について、基本的な考え方を示します。

(1) 市民の役割

市民とは、個人としての市民のほか、町内会（区）、地区ごとに組織されたまちづくり協議会、また学校、NPO やボランティア団体など、主として本市で生活を営んでいる個人や公益団体等をいいます。

市民は、本マスタープランに掲げられた、都市づくりの基本理念や目標、また基本方針について理解した上で、自分たちの「ふるさと」である本市に、誇りと愛着を持ち続けることができるような都市づくりを主体的に考え、発意・提言し、実践することが求められます。

また、「協働の都市づくり」を推進するため、市民一人ひとりの意識と行動が都市づくりにつながるという自覚を持つことや、都市や地域全体の公共の福祉を優先するため、個々の利害にとらわれない考え方を持つことも必要です。

具体的には、都市づくりに関する制度などの情報を積極的に得ようとする心掛けや、自発的なまちづくりのきっかけとなる、伝統行事や祭事などの地域を主体としたさまざまな活動に積極的に参画することが重要です。

(2) 事業者の役割

事業者とは、主として本市で事業を営む民間企業や、商工業団体のことをいいます。

市民と同様、本マスタープランに掲げられた、都市づくりの基本理念や目標、また基本方針について理解するとともに、都市づくりを推進するための方策について主体的に考え、発意・提言し、実践することが求められます。

「協働の都市づくり」を推進するため、事業者は自らが行う活動が都市や地域に大きな影響を与えているという自覚・責任と、魅力的な都市づくりに貢献しようとする積極的な考え方を持つ必要があるとともに、市民や行政との信頼に基づいた協力関係を築き上げていくことが重要です。

(3) 行政の役割

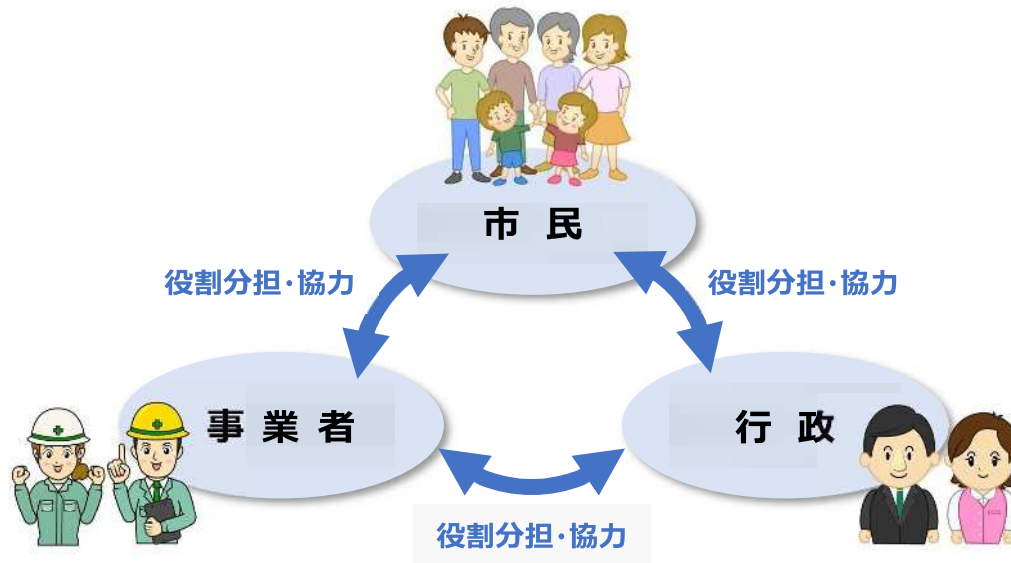
「協働の都市づくり」を推進する上で行政は、都市計画や都市づくりに関する情報を、さまざまな手段で市民や事業者者に正確に提供していくとともに、行政、市民及び事業者が相互に連携し、協働の分野を広げ、相乗的な効果が得られるようなネットワークの構築に努めます。

また、市民や事業者の自発的な都市づくりへの参画を促進・支援するための、きっかけや仕組みづくりに努めます。

そして、市民や事業者が考える都市づくりを尊重し理解を示すとともに、実現方策についての多角的な検討や、まちづくりアドバイザーなどの人材の派遣、また必要な財政措置など、都市づくりの性格や種類に応じた適切な支援を行います。

なお、都市計画事業の決定や見直し、また用途地域等の地域地区の指定や土地区画整理事業・再開発事業等の都市基盤整備など、行政が中心となって行う都市づくりについては、必要な負担や得られる効果について明確に

説明して透明性を確保した上で、公平かつ合理的に推進することが必要であるとともに、PI（パブリック・インボルブメント）などの活用により、事業の計画段階から完了まで、市民や事業者のまちづくりへの継続的な参画が可能となるような体制づくりを推進します。



4-2 地域まちづくりのプラットフォームの構築【共創】

本市に関わる幅広い人材を発掘・育成し、仲間づくりや活動のスタートアップから、事業などの試行、本格展開、継続的な活動・事業へと進む、ステップアップを支援するプラットフォームの構築に努めます。

プラットフォームの構築にあたっては、これまでのSDGsの推進等に係る本市の取組や市内で活動するNPOなどの知見を活かしつつ、都市再生推進法人やエリアマネジメント団体などの設立・関与も検討していきます。

市民・事業者・行政に加え、これらの多様な主体が連携し、それぞれの力を発揮して、都市・まちの魅力向上と価値創造に持続的に取り組み、継続的な活動へ発展するようなパートナーシップを構築していきます。

5 都市計画マスタープランの進行管理・見直しの考え方

5-1 進行管理の考え方

本市では今後、本マスタープランに基づく都市づくりを推進していきますが、適切な段階で都市づくりの状況を把握することにより、本マスタープランの進行管理を行います。

具体的には、富士市総合計画の「成果指標」を確認するほか、本マスタープランに位置付けた施策や取組の進捗状況を把握・評価するなどし、必要に応じて適切な対応策を展開していきます。

また、都市づくりの進行状況や、状況に応じた対応策などについて市民等に対して広く説明する機会を設けるとともに、情報提供やPRを行うなど、市民の都市づくりに対する理解を深めるための周知・啓発活動に努めます。

5-2 見直しの考え方

都市計画マスタープランは長期的な方針であることから、その成果が得られるまでに一定の期間が必要と考えられますが、今後の法制度の改正や人口・産業動向をはじめとする社会・経済情勢の変化、また市民の意向等を総合的に踏まえ、必要に応じて、適切に見直しを図っていくこととします。

参考資料

- 1 策定の体制及び経過
- 2 用語解説

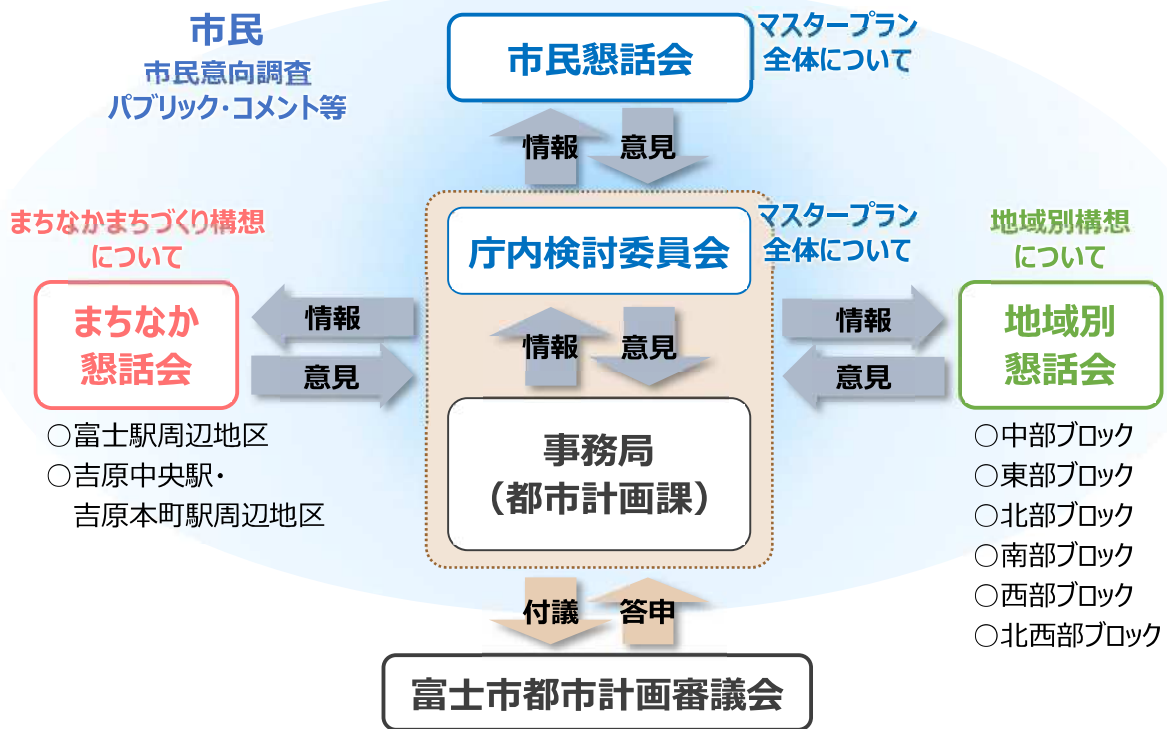
1 策定の体制及び経過

1-1 策定の体制

本マスタープランの策定にあたっては、事務局である都市計画課が作業全般を行い、市民懇話会、庁内検討委員会、まちなか懇話会、地域別懇話会等において、計画案についての具体的な検討を行いました。

このうち、市民懇話会及び庁内検討委員会では本マスタープラン全体について、まちなか懇話会ではまちなかまちづくり構想について、地域別懇話会では地域別構想について意見をいただきました。

また、市民意見を本マスタープランに反映するため、市民意向調査やパブリック・コメント等を実施しました。以上を経て、最終的な計画案を富士市都市計画審議会で審議していただき、策定しました。



策定体制のイメージ

■ 市民懇話会

市民懇話会は、政策決定過程の透明性の向上や市民参画の機会拡充のため公募登録している市民のほか、学識経験者や各種団体から推薦者で構成し、本マスタープラン全体について市民の目線または専門的な立場から意見をいただきました。

■ 庁内検討委員会

庁内検討委員会は、市役所の関係課によって組織し、本マスタープラン全体について検討・調整を行うとともに、各課が所管する関連計画を確認し、設定する考え方や位置付ける施策の整合・連携を図りました。

■ まちなか懇話会

まちなか懇話会は、「まちなか」の商業関係者や地域住民から構成し、富士駅周辺地区と吉原中央駅・吉原本町駅周辺地区において、「まちなか」のまちづくりについてそれぞれの立場から意見をいただきました。

■ 地域別懇話会

地域別懇話会は、中部・東部・北部・南部・西部・北西部のブロックごとに、各地区のまちづくり協議会委員等から構成し、地域のまちづくりについて居住者の立場から意見をいただきました。

○各検討組織の委員

■市民懇話会

(敬称略)

	所属組織・団体等	氏名	備考
学識経験者	南山大学総合政策学部	石川 良文	会長
	常葉大学社会環境学部	池田 浩敬	
各種関係団体 代表者	岳南電車株式会社	石井 謙一	第1回
		橘田 昭	第2回～第5回
	富士市社会福祉協議会	鈴木 孝治	
	富士商工会議所	鈴木 優彦	
	富士伊豆農業協同組合富士地区本部	村松 幹夫	第1回～第3回
		長橋 房良	第4回～第5回
	富士建築士会	小林 武司	
	富士市町内会連合会	荻野 克雄	
	富士市地域防災指導員会	小澤 美砂子	
	富士山観光交流ビューロー	石川 公美	
	富士自然観察の会	小澤 緑	
市民代表	市民公募	石原 聡美	
	市民公募	小糸 直子	
	市民公募	長橋 利江	
	市民公募	来住 紗依	
オブザーバー	静岡県富士土木事務所都市計画課	真鍋 和敬	第1回～第3回
		太田 智久	第4回～第5回

※任期：令和6（2024）年3月31日まで



市民懇話会の開催状況

■ 庁内検討委員会

部 名	課 名
危機管理室	防災危機管理課
総務部	企画課
市民部	まちづくり課
福祉部	福祉総務課
保健部	保健医療課
環境部	環境総務課
産業交流部	産業政策課
	商業労政課
	農政課
上下水道部	下水道建設課
建設部	建設総務課
都市整備部	建築土地対策課
	みどりの課
	市街地整備課
	住宅政策課



庁内検討委員会の開催状況

■まちなか懇話会

(敬称略)

地 区	氏 名	地 区	氏 名
富士駅周辺地区	時田 大嗣	吉原中央駅・ 吉原本町駅周辺地区	内藤 勝則
	水上 浩次		滝 千賀子
	大石 眞行		中川 博之
	野口 幸次		木村 光亮
	大木 勝己		窪田 博之
	大芝 哲也		西川 卯一
	三輪 正弘		市川 和典
	加藤 伸知		内藤 佑樹
	渡邊 勇介		儀間 栄
	畑 裕美		遠藤 潤
	菅野 惇		芹澤 古都美
	土屋 聖海		田中 彰
	齊藤 雄大		勝又 克秀
	村方 俊介		紺野 伸之
	福島 信治		佐野 荘一
	湧井 友美		鈴木 大介
	勝亦 優佑		
	平林 徹		



まちなか懇話会委員
(富士駅周辺地区)



まちなか懇話会委員
(吉原中央駅・吉原本町駅周辺地区)

■ 地域別懇話会

(敬称略)

ブロック	地 区	氏 名			
中部	吉原	藤田 嗣	鈴木 いずみ	宮下 真希	西川 有希
	伝法	望月 久司	小林 俊英	志田 敦子	石川 慎也
	今泉	荻野 克雄	角田 博	山崎 信子	小川 正夫
	青葉台	佐野 勝	笠井 好美	澤本 弘	吉田 裕幸
東部	吉永	高橋 正文	前嶋 孝弘	菊池 信隆	妻木 香緒里
	元吉原	鈴木 良一	野中 秀敏	増田 隆一	
	須津	中端 秀敏	安東 雅彦	山田 光太郎	山元 光則
	浮島	鈴木 利幸	鈴木 龍一	櫻井 伸也	中西 美由紀
	原田	鈴木 俊光	内田 勝之	渡辺 敏行	吉田 一美
北部	富士見台	古曳 本市郎	明石 武彦	梅田 民夫	伊藤 英二
	神戸	杉山 清春	野添 倫代	海老澤 政昭	野添 秀樹
	吉永北	千葉 辰夫	中村 たかね	山本 智澄	門傳 京一
	大淵	張ヶ谷 耕志	勝又 志延	加藤 一仁	米澤 裕之
南部	富士駅北	遠藤 香代子	石川 威壽	前川 秀夫	渡邊 文男
	富士北	宮崎 寿夫	神野 諭一	吉川 智子	望月 ひろみ
	富士駅南	佐野 英雄	田島 康邦	秋山 あい子	稲葉 久利
	田子浦	本多 政敏	時田 二郎	大竹 長義	渡辺 百合香
	富士南	齋藤 清隆	後藤 雅之	服部 文男	広瀬 勉
西部	岩松	大芝 収	中司 淳子	佐野 徹	川村 美文
	岩松北	望月 康男	小林 規明	伏見 正行	榛葉 貞雄
	富士川	丹羽 三郎	松本 妙子	井出 和雄	藤沼 毅
	松野	高田 貢	小澤 義正	齊藤 強	鈴木 幾久己
北西部	鷹岡	遠藤 晃	青木 勲男	佐野 康雄	渡邊 敏
	広見	勝又 茂治	勝亦 克次	若松 誠一	佐藤 祐樹
	天間	望月 裕之	吉野 宣男	藁科 一元	鈴木 照明
	丘	遠藤 清嗣	川口 務	井出 實雄	伊藤 秀彦



地域別懇話会委員
(中部ブロック)



地域別懇話会委員
(東部ブロック)



地域別懇話会委員
(北部ブロック)



地域別懇話会委員
(南部ブロック)



地域別懇話会委員
(西部ブロック)



地域別懇話会委員
(北西部ブロック)

1-2 策定の経過

年度	月	市 民		庁内検討委員会	審議会・議会
		市民懇話会	まちなか懇話会・地域別懇話会		
R3	7月				都市計画審議会 (7/8)
	8月				
	9月			第1回庁内検討委員会 (9/10) ※書面開催 ○市民意向調査(案)について	
	10月	市民意向調査 (10/4~11/2)			
	11月	○富士市の都市づくりについて			
	12月			第2回庁内検討委員会 (12/22) ○富士市の現状と課題について	
	1月				
	2月				
R4	3月				
	4月			第3回庁内検討委員会 (4/27) ○全体構想(素案)について	
	5月	第1回市民懇話会 (5/18) ○都市計画マスタープランとは ○今後の都市づくりの方向性と基本理念			
	6月			第4回庁内検討委員会 (6/30) ○全体構想(素案)について	
	7月	第2回市民懇話会 (7/22) ○第三次富士市都市計画マスタープラン 全体構想			建設消防委員会協議会 (7/26)
	8月				
	9月		第1回地域別懇話会 ・北西部ブロック (9/6) ・北部ブロック (9/8) ・南部ブロック (9/12) ・西部ブロック (9/21) ・中部ブロック (9/22) ・東部ブロック (9/27)		
	10月		第1回まちなか懇話会 ・富士駅周辺地区、吉原中央駅・吉原本町駅周辺地区 (10/11) <合同開催>		都市計画審議会 (10/24)
	11月		第2回地域別懇話会 ・西部ブロック (11/9) ・中部ブロック (11/11) ・北部ブロック (11/14) ・南部ブロック (11/16) ・北西部ブロック (11/21) ・東部ブロック (11/22)	第5回庁内検討委員会 (11/25) ※書面開催 ○地域別構想(素案)について	
	12月		第2回まちなか懇話会 ・富士駅周辺地区 (12/13) ・吉原中央駅・吉原本町駅周辺地区 (12/20)		

年度	月	市民		庁内検討委員会	審議会・議会
		市民懇話会	まちなか懇話会・地域別懇話会		
R4	1月		第3回地域別懇話会 ・中部ブロック (1/19) ・北部ブロック (1/26) ・南部ブロック (1/27) ・西部ブロック (1/31)		
	2月		・北西部ブロック (2/2) ・東部ブロック (2/7) 第3回まちなか懇話会 ・富士駅周辺地区 (2/14) ・吉原中央駅・吉原本町駅周辺地区 (2/20)		
	3月	第3回市民懇話会 (3/23) ○第三次富士市都市計画マスタープラン (素案) について		第6回庁内検討委員会 (3/13) ○第三次富士市都市計画マスタープラン (素案) について	
R5	4月				
	5月				建設消防委員会協議会 (5/31)
	6月				
	7月	第4回市民懇話会 (7/11) ○第三次富士市都市計画マスタープラン (素案) について		第7回庁内検討委員会 (7/6) ○第三次富士市都市計画マスタープラン (素案) について	
	8月		地域別説明会 (全7回) ・西部ブロック (8/22) ・東部ブロック (8/25) ・北部ブロック (8/28) ・中部ブロック (8/31)		
	9月		・北西部ブロック (9/5) ・南部ブロック (9/11) ・全体 (9/21)		都市計画審議会 (9/27)
	10月				
	11月	パブリック・コメント (11/15～12/15) ○第三次富士市都市計画マスタープラン (案) について			全員協議会 (11/1)
	12月				
	1月	第5回市民懇話会 (1/10) ○パブリック・コメントの結果について ○集約・連携型都市づくりの更なる推進について			
2月				都市計画審議会 (2/7)	
3月	第三次富士市都市計画マスタープラン 策定				

2 用語解説

【イ】

○イノベーション

- 革新、刷新または革新的な技術や発想によって新たな価値を生み出し、社会に大きな変化をもたらす取組のこと。

【オ】

○オープンスペース

- 公園・緑地や広場など、建物に覆われていないゆとりのある空間のこと。

○屋外広告物

- 常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙・はり札や、広告塔、広告板、建築物、工作物などに表示されたもの。

○温室効果ガス

- 大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすもの。主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類がある。

【カ】

○カーボンニュートラル

- 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的な「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

○開発許可制度

- 新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るため、開発が法律に定める基準に適合しているかチェックを行う制度。

【キ】

○急傾斜地崩壊危険区域

- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき都道府県が指定するもの。台風や集中豪雨の際に発生する急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護することを目的として、急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのあるもの、及びこれに隣接する土地の区域のこと。

○狭あい道路

- 道路幅員が4m未満の道路のこと。

【ク】

○区域区分制度

- 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度のこと。線引き制度ともいう。

○グリーンインフラ

- 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

【ケ】

○建築協定

- 良好な住環境や市街地環境を創出するため、地域住民等が中心となって定める、建築物の建て方に関するルールのこと。

【コ】

○公共下水道

- 都市部の雨水及び汚水を、地下水路などで集めた後に公共用水域へ排出するための施設。

○交通結節点

- 人や物の輸送において、複数の交通手段の接続が行われる場所のこと。

○高度地区

- 都市計画法上の地域地区の一つであり、市街地の環境の維持または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区のこと。

○コミュニティバス

- 既存の路線バスのみでは対応できない公共交通空白地域等において、主に地方公共団体の主体的な関わりのもとで運行される乗合バスのこと。

○コンパクト・プラス・ネットワーク

- 生活拠点などに生活サービス施設や住宅を誘導・集約するとともに、交通結節点や生活拠点などを連絡する公共交通ネットワークの再構築など、持続可能な都市づくりを実現するための考え方。

【シ】

○市街化区域

- ・都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域と、概ね10年以内に優先的かつ計画的な整備・開発により市街化を図るべき区域のこと。

○市街化調整区域

- ・都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。

○市街地再開発事業

- ・都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、公共施設の整備、建築物及び建築敷地の整備などを行う事業。

○市街地開発事業

- ・すでに市街地となっている区域や市街化を図るべき区域内で、計画的なまちづくりを具体的に行うための事業のこと。

○準防火地域

- ・都市計画法上の地域地区の一つであり、建築物が密集している市街地において、建築物の構造を防火上の観点から制限することによって不燃化を図り、火災の危険を防除するために指定される地域のこと。一般的に、防火地域の周辺部に指定されることが多い。

【ス】

○3D都市モデル

- ・現実の都市空間をデータ上で再現した3次元のデジタル地図のこと。地方公共団体が整備している2次元の都市計画基本図に、航空測量による高さ情報、さらには都市計画や災害リスクなどの調査情報を加えてコンピューター上で処理して作られる。

【セ】

○生物多様性

- ・あらゆる生物種の多さ（種の多様性）と、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態（生態系の多様性）を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さ（遺伝子の多様性）までを含めた幅広い概念のこと。

【タ】

○対流

- ・本来的には、液体などの流体内部において温度等の不均一が生じた際に、重力の作用によって引き起こされる流動のこと。本マスタープランでは、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワークの発達により形成される経済集積圏がもたらす、新たな全国的な流動（ヒト・モノ・カネ・情報の流れ）を「対流」と表現している。

【チ】

○地域地区

- ・都市計画法に基づく都市計画の種類の一つであり、都市計画区域内の土地をその利用目的に応じて区分し、建築物等の制限を設けることによって、健全かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。代表的な地域地区として、用途地域や特別用途地区、高度地区等がある。

○地区計画

- ・地区の特性にあった良好な住環境や市街地環境を創出するための、都市計画法に規定されているまちづくりルールのこと。道路や公園などの公共施設の配置や規模を定めることができるほか、建築物の用途、高さ、壁面の位置及び形態意匠などに関するルールや敷地面積の最低限度に関するルール、また屋外広告物の設置に関するルールなど、用途地域等を補完するきめ細かなルールを定めることができる。

【テ】

○地すべり防止区域

- ・地すべり等防止法に基づき国が指定するもので、地すべりによる崩壊を防止するため、排水施設や擁壁等の必要な施設を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある土地の区域のこと。

【ツ】

○津波災害警戒区域

- ・津波が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のこと。

【テ】

○低・未利用地

- ・適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。

○デジタル社会

- ・デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会のこと。

○デマンドタクシー

- ・乗客の利用需要に応じて運行するタクシーのこと。

【ト】

○都市計画区域

- ・自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。

○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- ・都市計画区域マスタープランとも呼ばれ、都道府県が広域の見地から定める都市計画の基本的な方針のこと。都市計画区域における都市計画の目標、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などについて定める。

○都市計画公園

- ・都市計画で定める都市施設の一つで、都市計画で決定された公園のこと。

○都市計画道路

- ・都市計画法に基づき、都市施設として都市計画に定められた道路のこと。都市の骨格を形成し、安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市内及び都市間における交通の利便性の向上を目的とした幹線道路等のこと。

○都市計画提案制度

- ・都市計画区域または準都市計画区域において、土地所有者やまちづくりを目的として設立されたNPO法人などが一定の条件を満たしたもて、都市計画の決定または変更の提案をすることができる制度のこと。

○都市計画マスタープラン

- ・都市計画法第18条の2に基づくもので、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするもの。

○都市公園

- ・都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。

○都市施設

- ・都市の利便のため、都市に設置される施設のこと。

○土砂災害警戒区域

- ・土砂災害防止法に基づき都道府県が指定するもので、急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。危険の周知や警戒避難体制の整備が行われる。

○土砂災害特別警戒区域

- ・土砂災害防止法に基づき都道府県が指定するもので、急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造規制が義務づけられる。

○土地区画整理事業

- ・都市計画法に規定されている市街地開発事業の一つ。土地所有者等から提供を受けた土地の一部を活用して、新たな道路や公園等を整備するとともに、宅地を整形化して配置することにより、住環境の向上と土地の利用増進を図るもの。

【ニ】

○ニューノーマル

- ・新型コロナ危機を契機として人々の生活様式や価値観が大きく変化し、これに伴い、「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観が変化・多様化すること。

【ハ】

○バリアフリー

- ・高齢者や障害者だけでなく、全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること。

【フ】

○プラットフォーム

- ・ 本来的には、システムやサービスを動かすための「土台」や「基盤となる環境」のこと。本マスタープランでは、まちづくりに関する「対話・実践の場」と解釈して使用している。

【ホ】

○防火地域

- ・ 都市計画法上の地域地区の一つであり、建築物が密集している市街地において、建築物の構造を防火上の観点から制限することによって不燃化を図り、火災の危険を防除するために指定される地域のこと。一般的に、都市の中心的な商業地や主要な幹線道路の沿道に指定されることが多い。

○歩行者利便増進道路（ほこみち）制度

- ・ 道路空間のまちの活性化への活用など、新たなニーズに対応した賑わいのある道路空間の構築を目的として創設された制度のこと。道路の構造基準や空間利活用の仕組みなどが設けられている。

【マ】

○まちなかウォークブル

- ・ 道路や公共空間の整備、沿道施設の一部開放等により形成される、居心地が良く歩きたくなるまちなか空間のこと。

【モ】

○モビリティ・マネジメント

- ・ 個人や組織・地域のモビリティ（移動状況）を、過度に自動車に依存する状態から、公共交通や自転車などを「かしく」使う方向に自発的に転換することを促す一連の取組のこと。

【ユ】

○誘導区域

- ・ 立地適正化計画における都市機能誘導区域や居住誘導区域のこと。

○ユニバーサルデザイン

- ・ 障がいの有無や、年齢、性別、人種等に関わらず誰もが利用しやすい都市空間をあらかじめデザインする考え方のこと、またそのデザインのこと。

【ヨ】

○用途地域

- ・ 都市計画法上の地域地区の一つであり、市街地における土地利用の混在を防止するため、建築物の建て方等に関する最低限度の基準を定めた 13 種類の地域のこと。

【リ】

○立地適正化計画

- ・ 人口減少社会に対応した持続可能な都市構造を実現するため、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地の適正化を図る計画。

○リノベーション

- ・ 既存の建築物の改修工事を行い、用途や機能を変更して付加価値を与えること。

【E】

○ESCO 事業

- ・ Energy Service Company 事業の略で、省エネルギー効果が見込まれるシステムを提案し、設備設置工事・維持・管理まで含めた包括的なサービスを提供する事業のこと。

【I】

○ICT

- ・ Information and Communication Technology の略で、ユビキタスネット社会（いつでも・どこでも・何でも・誰でも簡単にネットワークが利用できる社会）を実現するために活用される情報通信技術のこと。

【M】

○MaaS

- ・ Mobility as a Service の略で、公共交通を含めた、自家用車以外の全ての交通手段による移動を 1 つのサービスとして捉え、シームレスにつなぐ移動の概念、またそれを目的としたサービスのこと。

【P】

○PI

- ・ Public Involvement の略で、公共工事の計画段階から住民の意見を反映させようとする試みのこと。

【N】

○NPO

- ・ Nonprofit Organization の略で、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。

【S】

○SDGs

- ・ Sustainable Development Goals の略で、2015 年 9 月に国連総会で採択された、持続可能な開発のための 17 の国際目標のこと。

【W】

○Well-being

- ・ 幸福で肉体的、精神的、社会的すべてにおいて満たされた状態のこと。

【Z】

○ZEB

- ・ Net Zero Energy Building の略で、快適な室内環境を実現しながら、建築物で消費する年間の一次エネルギーの収支のゼロ化を目指した建築物のこと。

○ZEH

- ・ Net Zero Energy House の略で、住宅で消費する年間のエネルギー収支をゼロ以下にすることを旨とした住宅のこと。

